

『延喜式』の写本系統に関する試論 卷十四を事例として

A Tentative Essay on the Manuscript Lineages of the *Engishiki*: Using Scroll 14 as a Case Study

MIWA Hiomi

三輪仁美

はじめに

『延喜式』は律令の施行細則集であり、官人の職務遂行上の諸規定を載せる。本書はその施行後⁽¹⁾、古代から中世を通じて公事の典拠として重用された。内容が微細な事柄にまで及んでいるため、書名は時に堅苦しい人物を揶揄する代名詞ともされたが、徳川家康が諸法度を定めるに際して抄出せしめた書物に『延喜式』が含まれるなど、近世に至っても規範としての価値を持ち続けた。分量は全五十卷、三五四六条に及び、内容は行政に関する規定や公文書の書式にとどまらず、祭祀や儀礼に使用する調度類とその材料、諸国から税として納められた物品のリストなど多岐にわたる。法典でありながら百科全書的な趣を備えており、それ故に歴史学以外の分野においても『延喜式』の存在は知られている。

殊に衣服裁縫を司る役所に関する規定を収める卷十四（縫殿式）は、編纂当時に用いられていた三十六種の色名とその染料、装束の用布なども具体的に記されていることから、社寺等の伝世品等の保存処理や復元

模造に際して参照され、記述内容の検証が化学的な方法でおこなわれている。しかしながら、最も基礎となる本文については未だにいくつかの問題を抱えている。というのも、国史大系など『延喜式』活字本の底本には江戸時代に刊行された流布版本（享保八年本）が使用されるものの、その底本や版本刊行に至るまでの経緯は詳らかではない⁽²⁾。また近年、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』（集英社、二〇〇〇～一七年）では五十卷が揃った写本のなかで比較的善本とされる国立歴史民俗博物館蔵土御門家旧蔵本が底本として使用されているが、卷十四を含むいくつかの卷には古写本が存在しており、古写本を措いて近世写本を底本とすることの妥当性が明確には示されていない⁽³⁾。必ずしも古写本が原形を伝えていたとは限らないものの、卷十四についていえば、古写本により文字を補っている箇所もある。『延喜式』が多分野で活用されている現在、歴史学の立場からは信頼のおける本文を提示する必要があるが、「校訂本の作成にあたっては、写本系統の確定なしの、恣意的な校訂は許されない⁽⁴⁾」と問題が提起される如く、まずは古写本と近世写本の関係、近世

写本間の優劣関係などを巻毎に検討し、その上で写本系統の全体像を見通すことが肝要であろう。

そこで本稿では、多分野で活用される巻のうち、古写本と近世写本が共に伝存する巻十四を取り上げ、諸写本の異同の検討を通して『延喜式』の写本系統の素描を試みる。⁽⁸⁾

第一節 巻十四の写本

行論に先立ち、『延喜式』巻十四を有する諸写本について略述しておきたい。⁽⁹⁾

一 古写本

江戸時代以前に遡る古写本として、『延喜式』五十巻を全備したものは現時点で発見されていない。最もまとまって伝存する東京国立博物館所蔵九条家旧蔵本は、取り合わせ本のため書写年代に開きがあるが、概ね平安時代から鎌倉時代（十世紀～十四世紀）にかけての写本である。⁽¹⁰⁾『延喜式』の写本のなかでも最古級のものとして注目されるが、巻十四を含む計二十三巻分を欠いている。九条家より分かれた一条家にも平安時代末期ないし鎌倉時代の書写とみられる写本（五巻、巻一～五〔四時祭式上下・臨時祭式・大神宮式・齋宮式〕）が伝わっていたが、昭和二十年（一九四五）三月、空襲により灰燼に帰した。⁽¹¹⁾一条家には卷子本とは別に、二十冊よりなる冊子本（巻十三〔中宮式・大舍人式・図書式〕欠、二巻分を一冊とする）も伝来していたが、卷子本と同様に戦災で焼失したとされる。⁽¹²⁾公家では他に、天理大学附属天理図書館所蔵三条家旧蔵本（鎌倉時代中期書写）が知られるも、巻十二のみ、それも中務式の残闕である。⁽¹³⁾また、『延喜式』は政務や儀式の典拠としてのみならず、神祇の面でも重用された所以か、巻八（祝詞式）や巻九・十（神名式上下）といった特定の巻のみが伝存する傾向も見受けられる。⁽¹⁴⁾したがって

巻十四を有する唯一の古写本は、天野山金剛寺所蔵本（以下、金剛寺本と略称する⁽¹⁵⁾）ということになる。⁽¹⁶⁾

金剛寺は大阪府河内長野市に所在する真言宗御室派の名刹である。⁽¹⁷⁾平安時代末期に八条院（暲子内親王）の祈願所となり、彼女の所領のちに大覚寺統へと伝領され、南北朝時代には天皇や上皇の仮在所、特に南朝方の拠点となった。この頃、学僧禅恵が教学に関わる多くの書物を招来している。『延喜式』が金剛寺に伝わった経緯は詳らかではないが、醍醐寺や真福寺など真言宗の寺院は往々にして古写本を蔵しており、本写本もまた古くから金剛寺に伝存した可能性がある。あるいは天皇や上皇の仮在所となったことが史料を引き寄せる契機となったか、⁽¹⁸⁾禅恵の如く後人の収集にかかる典籍の一つに『延喜式』が含まれていたか、などいくつかの解釈が可能であろう。

金剛寺に伝わる『延喜式』は巻九（神名式上、首尾欠）・巻十二（中務式残闕）・巻十四・巻十六（陰陽式）の四巻である。大正七年（一九一八）、古文書整理の際に巻九の第十八紙から第二十二紙が発見され、その後、昭和十一年（一九三六）に同巻の第一紙から第十七紙および巻十二・巻十四・巻十六が発見された。いずれも字姿や料紙の風合いから、平安時代末期の書写とみられている。

巻十四は首尾を完存し、十八紙よりなる。天地墨界縦罫が引かれ、一行の字数は二〇字前後である。旧表紙は翻して貼り直され、第一紙との紙継部分に「行宗」という墨書がみえる。⁽¹⁹⁾また、紙背の紙継部分には所々に墨印が捺されている。かかる特徴や本文の筆致は巻十六とよく似ている。本文には朱墨でヲコト点や声点、合符、傍訓が施されており、追筆（補入や訂正）がまま見える。ヲコト点とは漢文を訓読する際の符号の一種で、漢字を正方形に擬し、その四隅や中央に「・」などの形の符号を付して読み方を示す。本写本には左下から右廻りで四隅をテ・ニ・ヲ・ハ、中央をノと読ませる明経点が用いられている。巻末には次の奥書が

存する（読点は筆者による。以下同じ）。

大治二年七月十二日、以秘本

移点了、（花押）

本文に先行して訓点などを書き写すことは不可能であり、この奥書は本文が大治二年（一一二七）七月以前の書写にかかることを示している。また朱点については、巻十二に次のような奥書がある。⁽²⁰⁾

朱点故允亮朝臣説也、墨点者故□□□□□□□□□□^(備七)
 至于朱墨相通之処者、依朱不点墨、本定也、^(説也但カ)

すなわち、明法博士であり、「中古之名儒、法意之達者也」と評された惟宗（令宗）⁽²²⁾ 允亮（？〜一〇〇九）の説（訓み方）を朱点で、故某の説を墨点で示し、両説が相通じる箇所は朱点のみを付した旨を記している。⁽²³⁾ この奥書には年紀がないが、田島公氏は「故允亮朝臣」という表記から、允亮が死去してからそれほど経っていない頃の奥書ではないかと推測している。⁽²⁴⁾ 巻十四は「移点」のみ伝え、それが允亮の説か否かは不明であるが、巻十二と巻十四の加点状況、仮名や注記の筆致は似ている。⁽²⁵⁾ なお、允亮は遅くとも寛弘四年（一一〇七）には河内守として同国に赴任しており、「允亮朝臣説」は允亮が赴任後に『延喜式』を講じたことで継承されたか、あるいは京で允亮に学んだ明経家や学僧等により金剛寺に継承されたか、そもそも「允亮朝臣説」が書き込まれた写本が金剛寺にもたらされた、などの可能性が考えられる。⁽²⁷⁾

二 近世写本

① 土御門本

慶長年間以降のいわゆる近世写本としては、まず国立歴史民俗博物館に蔵される田中教忠氏蒐集土御門家旧蔵本（資料番号はH-1743-1744。以下、土御門本と略称する）⁽²⁸⁾ があげられる。土御門本は陰陽道ならびに天文道を家職とする土御門家に伝来した写本で、土御門泰重（二五八六〜一六六一）が一条家より『延喜式』を借用して、元和三年（二六一七）から翌年にかけて書写・校合したものである。第一冊に序および巻一を収め、以下一冊に一巻を充てた全五十冊からなる。第十四冊は墨付が二十四丁、字詰めは半丁九行（十丁裏のみ八行、後述）、一行十七字〜十九字である。朱書（一部は墨書）でヲコト点や合符、句点、傍訓、傍書を記す。蔵書印はない。⁽²⁹⁾

② 近衛本

土御門本との近似性が指摘されている写本に、京都大学附属図書館所蔵近衛家旧蔵本（請求番号は近衛本/二〇三/エ一。以下、近衛本と略称する）がある。⁽³⁰⁾ これは五撰家の筆頭たる近衛家に伝来した写本で、紙質等から土御門本より後に書写されたと考えられている。⁽³²⁾ 巻十六を除く四十九巻分四十九冊に、上表文・目録・歴運記を収める一冊を加えた全五十冊からなる。第十四冊は墨付が二十五丁、字詰めは半丁九行、一行十七字〜十九字である。朱でヲコト点や合符、句点、傍訓、傍書を記すほか、所々に墨による文字の訂正がみえる。一丁表に「近衛本」「近衛蔵」「陽明蔵」印が捺されている。

③ 藤波本

宮内庁書陵部所蔵藤波家旧蔵本（函架番号は二一七・四七三。以下、藤波本と略称する）もまた、土御門本との近似性が指摘されることがある。⁽³³⁾ 神宮祭主および神祇大副を世襲した藤波家に伝来した本写本は、巻十を欠く四十九巻分四十九冊よりなる。本文の書写年代は未詳である

が、第一冊から第五冊の五冊は藤波季忠（一七三九～一八一三）が安永十年（天明元年、一七八一）に校合した旨の識語を有している。巻十四に相当する第十三冊は、墨付が二十二丁、字詰めは半丁十行、一行十五字～十七字。朱のヲコト点や合符、句点、傍訓、傍書は土御門本とほぼ同量である（後述）。一丁表に「藤波家蔵書」印が捺されている。

④ 貞享本

宮内庁書陵部は、藤波本のほかにも『延喜式』の写本を蔵している。一つは、頼川雅昶の懇望により坊城俊方が貞享五年（一六八八）に書写した写本（函架番号は四五七・一一六。以下、貞享本と略称する）である。各巻一冊の五十冊、および上表文・目録・歴運記一冊の全五十一冊よりなる。第十四冊は墨付二十七丁、半丁八行、一行十九字。遊紙には塙家の蔵書印である「温故堂文庫」印、塙保己一が創設した学問所の「和学講談所」印が捺されている。二十七丁裏に、

右者頼川氏雅昶頼依懇望数冊

遂書写所与之、急之条粗誤可有之矣、

貞享五年太郎月末八、参議左大弁従三位藤原俊方

重而一校加之、正本異説繁多、殊朱等先後誤有之、追而加

校合者也、

との奥書があり、「正本」に「異説」が非常に多いため、再度校合をおこなった旨が記されている。本文には「印本」（版本）、「中本」（林読耕斎旧蔵の中神守筋本³⁵）、「京本」（京極宮家本、存否不明）による校合のほか、朱標目が書き込まれている。

⑤ 壬生本

いま一つは、壬生家旧蔵本（函架番号はF一〇・二八七。以下、壬生本と略称する）である³⁶。江戸時代初期に書写されたと思われる冊子本（全二十一冊）で、巻一から巻八、および巻十三を欠き、一冊に二巻（巻十四のみ一冊に一巻）を充てている。巻十四を収める冊は墨付二十六丁、半丁九行、一行十七字。一丁表に小槻宿禰家（壬生家）の「禰家蔵書」印が捺されている。本文には版本によると思われる校合が「イ本」として書き込まれている。

⑥ 慶長本

江戸時代初期の写本としては他に、国立公文書館に存する所謂慶長写本と称せられる冊子本（請求記号は特一〇二一〇〇〇八。以下、慶長本と略称する）がある。もと江戸幕府の文庫である紅葉山文庫に収蔵されていたもので、一冊に一巻を充て（ただし、巻十三・十八・十九・二十四・四十一・五十の六巻分を欠く）、上表文・目録・歴運記を別冊として加えた全四十五冊よりなる。『駿府記』慶長十九年（一六一四）四月五日条に、

群書治要・貞観政要・続日本紀・延喜式自_レ御前_一出_二五山衆_一、可_レ令_レ拔_下公家・武家可_レ為_レ法度之所_上之旨被_二仰出_一、

とあり、徳川家康が五山より能書者を集め、諸法度の参考資料として『延喜式』等の書写を命じたことが知られる。また『本光国師日記』同年十月三日条には、

延喜式全五十巻、内十三・廿四式冊不足、箱二入、如_レ本御城へ上ル、

と見えるので、家康の手許には慶長十九年以前に書写された『延喜式』があり、それは当時より卷十三・二十四の二卷分が欠けていたと考えられる。⁽³⁷⁾ 卷十四にあたる冊は、天地墨界縦罫を有する墨付が二十五丁、半丁が九行、一行の字詰めは十八字で、ヲコト点や合符、句点、傍訓、傍書、返り点等がみられる。一丁表に「紅葉山本」印⁽³⁸⁾が捺されている。

⑦林家本

国立公文書館所蔵林羅山旧蔵本（請求記号は特〇六六一〇〇七。以下、林家本と略称する）は、慶長本の転写本と推測されている。⁽³⁹⁾ 一、三卷分を一冊とした二十冊よりなる（卷十三・卷二十四を欠く）。卷十四は卷十五（内蔵式）とともに第八冊に収められている。墨付五十八丁、（二丁～二十二丁〈縦罫なし〉は卷十四、二十三丁～五十八丁〈縦罫あり〉は卷十五に相当する）、半丁十行、一行十八字、朱訓点等あり。一丁表に「林氏蔵書」印を、五十八丁裏に林家の私塾を始まりとする「昌平坂学問所」印を捺す。

⑧梵舜本・⑨梵舜別本

天理大学附属天理図書館には、二種の『延喜式』が蔵される。いずれも梵舜（一五五三～一六三二）等の筆による冊子本で、四十六冊本と二十四冊本とがある。四十六冊本（吉二六一八。以下、梵舜本と略称する）は卷九・十・十三・二十四を欠く。第四十六冊（卷五十相当）には、

右五十卷遂一見畢、
莫出窓外矣、

從三位侍從卜（花押）

という梵舜の兄吉田兼見の子孫である兼雄（一七〇五～八七）の識語

がある。⁽⁴⁰⁾ 卷十四を写した第十一冊は墨付二十二丁、半丁十行、一行十五～十七字。ヲコト点や句点等はないが、僅かながら朱墨による訓点や切点が確認される。一丁表に「隠頭蔵」印・「吉田文庫」印を捺す。一方、二十四冊本（三二八・一〇一・一九。以下、梵舜別本と略称する）は第二十六冊（卷四十九・五十相当）に、

右延喜式五十冊遂全部之功、此内予

十一冊書畢、尤可謂至宝者也、

元和二年十一月十一日

神龍院梵舜（花押）

元和二、十一、七書写校大方了、

享保十九年八月日、遂一見之畢、

卜（花押）

という、元和二年（一六一六）に書写したとの梵舜自筆の奥書と享保十九年（一七三四）に一見したとの兼雄の識語がある。梵舜本と同じく卷九・十・十三・二十四を欠く。卷十四は単独で一冊に書写されており、墨付二十二丁、半丁十行、一行十五～十七字。一丁表に「隠頭蔵」印・「月明荘」印・「岡田真之蔵書」印が捺されている。

⑩前田本

前田育徳会尊経閣文庫所蔵本（以下、前田本と略称する）は卷十三・卷二十四を除く四十八卷四十八冊に、上表文・目録・歴運記の一冊を加えた全四十九冊よりなる。佐伯有義氏は、「書写の年代詳ならねど、紅葉山本の副写であると思はるゝ、松雲公の時か或はその以前に写されたもの」と述べ、書写年代を「松雲公」すなわち前田綱紀（一六四三～

一七二四)が存命中かそれ以前と推測している。また、皇典講究会・全国神職会校訂『校訂延喜式』の解説は「誤字脱字等楓山文庫本類似し、缺巻も亦同じきより推察すれば、楓山文庫本に拠りて書写したるか、若しくは、それと系統を同じくするものならむ」と、楓(紅葉)山文庫本、つまり慶長本との関係を示唆している。第十四冊は墨付二十五丁、半丁九行、一行十八字であり、かかる体裁は慶長本に共通する。

⑪ 島原本

東京大学史料編纂所蔵松平忠房旧蔵本(請求記号は貴四五〇二。以下、島原本と略称する)は、卷十三を東京大学総合図書館所蔵尾張家旧蔵本(九条家が所持していた卷十三を写したものを)を写していることに特徴がある。各巻一冊の全五十冊よりなり、第一冊に卷一と上表文・目録・歴運記が合綴されている。第十四冊は墨付が二十三丁、半丁が十行、一行は十八字の字詰めである。朱による訓点、傍書等があり、「イ本」による校訂が書き込まれている。一丁表に「和学講談所」印・「新宮城書蔵」印・「地誌備用図籍之記」印が、二十三丁裏に「尚舎源忠房」印と「文庫」印が捺されており、本写本はもと島原藩主松平忠房(一六一九〜一七〇〇)の蔵書であり、その後は和学講談所、新宮城(丹鶴城)主水野忠央(一八一四〜六五)を経て、内務省地理局地誌課の手に渡ったことが知られる。

⑫ 京博本

近年、田島公氏により京都国立博物館所蔵本(以下、京博本と略称する)が紹介された⁽⁴⁴⁾。これは江戸時代前〜中期の写本で、五十卷四十九冊(卷十三・十四を合綴)に上表文・目録・歴運記の一冊を加えた全五十冊よりなる。卷十四を収めた冊は墨付が六十三丁(一丁表〜三十七丁裏は卷十三、三十八丁表〜六十三丁裏は卷十四に相当する)、半丁が九行、

一行の字詰めは十七字程度である。墨による傍書や傍訓、朱による訓点、句点、合符、文字の訂正が施されている。卷十四の校合には「官本」「イ本」が用いられている。原蔵者を示す印はない。田島氏は、本写本を諸写本や版本が校合に用いた「京本」すなわち京極宮所蔵本である可能性を示唆している。しかし、例えば8衆僧法服条において貞享本が「納服漆韓櫃四合」の「服」字の下に挿入符を付し、「浅_{京中}」と傍書するも、京博本には該当する文字は記されていない。その他の箇所についても、「京本」による校異と京博本の本文とは必ずしも一致していない。このような齟齬は、卷五を取り上げて『延喜式』の写本系統を検討された小倉慈司氏によりすでに指摘されており、氏が述べるように、本写本は「京極宮所蔵本そのものとは考えない方がよい」と思われる⁽⁴⁵⁾。

⑬ 弥勒院本

小倉氏は前述の検討のなかで、西尾市岩瀬文庫所蔵法隆寺弥勒院旧蔵本(資料番号は一〇九一四七。以下、弥勒院本と略称する)を参照されている⁽⁴⁴⁾。これは江戸時代前期の写本とされており、五十巻および上表文・目録・歴運記を収めた全十九冊よりなる。卷十四は卷十三・十五とともに一冊にまとめられている(ただし、卷十三と卷十四・十五とは筆跡が異なる)。卷十四を写した箇所は四周単辺で無界、二十二丁、半丁十行、一行十八字。冊末尾に無辺の「法隆寺弥勒院」印あり。

管見に及んだ卷十四を有する写本は以上の通りであるが、無窮会専門図書館所蔵神習文庫本(井上頼国旧蔵、江戸時代前期の書写)は同館が閲覧休止中につき調査がかなわなかった。

【表 1】『延喜式』巻十四の近世写本の体裁

	冊数	欠巻	墨付	半丁の行数	一行の字詰め
土御門本	50冊	なし	24丁	9行 ※4	17字～19字
近衛本	50冊 ※1	巻16	25丁	9行	17字～19字
藤波本	49冊	巻10	22丁	10行	15字～17字
貞享本	51冊 ※1	なし	27丁	8行	19字
壬生本	21冊 ※2	巻1～8・13	26丁	9行	17字
慶長本	45冊 ※1	巻13・18・19・ 24・41・50	25丁	9行	18字
林家本	20冊 ※3	巻13・24	22丁	10行	18字
梵舜本	46冊	巻9・10・13・24	22丁	10行	15字～17字
梵舜別本	24冊 ※2	巻9・10・13・24	22丁	10行	15字～17字
前田本	49冊 ※1	巻13・24	25丁	9行	18字
島原本	50冊	なし	23丁	10行	18字
京博本	49冊 ※1・	なし	26丁	9行	17字
弥勒院本	19冊 ※3	なし	22丁	10行	18字

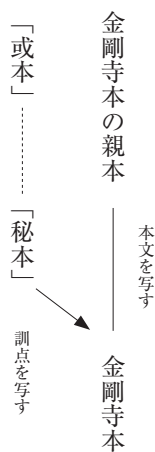
- ※1 上表文・目録・歴運記(1冊)を含む
- ※2 2巻分を1冊に収める(ただし巻14のみ1巻1冊)
- ※3 数巻分を1冊に収める
- ※4 10丁裏のみ8行

第二節 写本系統の検討

本節では、前節で取り上げた諸写本を比較し、その異同をもとに写本系統を検討する。

一 古写本と近世写本との関係

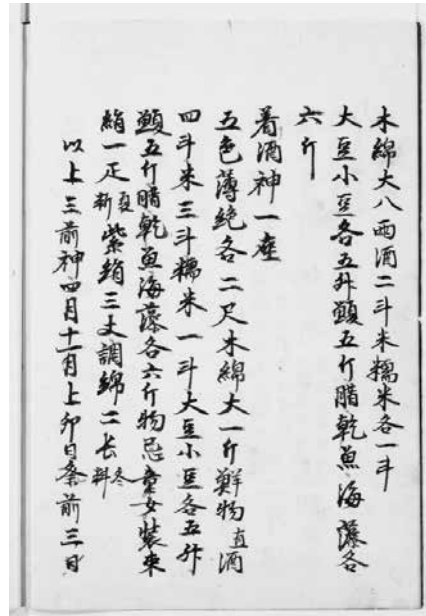
まず古写本である金剛寺本には、大治二年(一一二七)に「秘本」をもって訓点等を書き写した旨の奥書がある。「秘本」はあくまでも「移点」に用いたと記されていることから推すと、「移点」に先行する本文の書写には「秘本」とは別の写本が用いられたのではないだろうか。また、8衆僧法服条において「糸四両二分」に朱で「小或本」と傍書し、「本無小字」と頭注を記している。金剛寺本が参照した「秘本」にすでに書き込まれていた注記か、あるいは金剛寺本が「秘本」とは別に校合に用いた写本であるかは判断しかねるが、いずれにせよ、これは金剛寺本の親本や「秘本」とは別に「糸小四両二分」と書かれた「或本」が存在したことを示唆している。なお、近世写本はいずれも「小」字を記していない。



虎尾氏により、近世写本は同一の祖本から派生したことが指摘されている。この点については、1寮神祭条の土御門本(二丁表裏)を例示すると、

縫殿神一座
〔一丁裏〕

木綿大八両酒二斗米糯米各一斗
大豆小豆各五升鯉五斤腊乾魚海藻各
六斤



【図1】土御門本 1丁裏

とあり、一丁裏の一行目は行末を数字分空けて改行している。本条は縫殿寮に座す三神⁽⁴⁶⁾を祭る日次や料物を定めており、共通する料物を記す著酒神（同丁四行目以下）の記述方法をみると、

著酒神一座
五色薄純各二尺木綿一斤鮮物^{直酒}
四斗米三斗糯米一斗大豆小豆各五升
鯉五斤腊乾魚海藻各六斤物忌童女装束
絹一疋^{夏料}紫絹三丈調綿二屯^{冬料}

とあり、文の途中で改行する必然性は見出せない。これは近世写本の祖本の段階で生じていた特徴であろう。おそらく、「糯米各一斗」が行末

に記され、若干の余白があったために改行と誤解して転写されたものと考えられる。そして行取りや一行の字数に小異はあるものの、管見の近世写本すべてが同様に改行しており、その祖本が同一であることを示唆している。

それでは、古写本と近世写本の関係はどうであろうか。本文を比較すると、一見して明らかな異同は標目である。金剛寺本には3神今食中宮条・7新嘗小斎祭・11斗帳条・12裁縫功程条・16三年雑物条・29仕女養物条を除き、条文の内容を示す標目がみえる。一方、近世写本の標目は1寮神祭条のみであり、さらに金剛寺本が「神座」とするところ、近世写本の異同が次のように分かれる。

「神祭」… 土御門本・近衛本・藤波本・壬生本・慶長本・前田本・弥勒院本（京博本は「神祭」と記し、「神」に「夏」と傍書する）

「夏祭」… 貞享本

なし… 林家本・梵舜本・梵舜別本・島原本

本条は縫殿寮に座す神を祭る日次や料物を定めており、内容を示す標目としては多くの写本が採っている「神祭」が適している。各々が「神座」を「神祭」と正して転写するということも可能性としては排除できないが、複数の写本が同様の書写態度であったとは限らず、近世写本の祖本段階ですでに「神祭」と正されていたと推測するのが妥当であろう。また、貞享本には2神今食御服以降にも標目が存在するが、各条の内容を括弧のための標目だけでなく、金剛寺本にはない、条文中の要語を適宜掲出したと思われるものも存在している。かかる標目は版本のそれに一致しており、別系統の写本か版本により補われたものと考えられる。

7新嘗祭小斎服条において管見の写本すべてが「緋紐料四条貫布六端

一丈二尺、(註略) 山藍五十圍半」としており、「五十」の下に「四」字を脱落していると思われること、12裁縫功程条では青摺布一端の製作にかかる労働量を「長功日少半」と、この箇所のみ「少」字を用いていることなどからすると、金剛寺本および近世写本は同一の祖本に発しているとの印象を受ける。特に土御門本や近衛本、藤波本はヲコト点を丁寧

金剛寺本

- 一斗七升薪六十斤浅紫綾一疋綿細糸袖
東繩亦同紫草五斤酢二升灰五斗薪六十斤羅一疋用度
同帛綾
- 一疋紫草五斤酢六合灰一斗二升薪六十斤纈
- 帛一疋紫草五斤酢一升灰二斗五升薪六十斤
- 糸一絢紫草五斤酢三合灰一斗薪卅斤貲
- 布一端紫草七斤酢八合灰一斗薪六十斤葛布
- 一端紫草七斤酢六合灰一斗五升薪六十斤減紫

土御門本

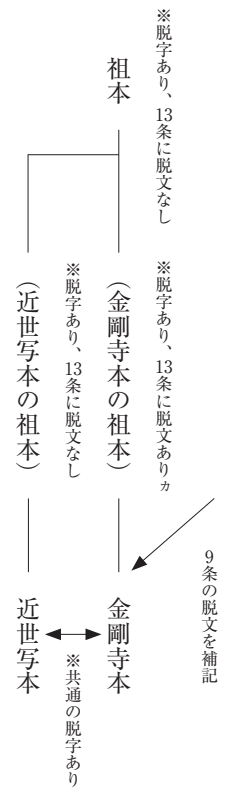
- (略) 一斗七升薪六十斤
- 浅紫綾一疋綿細糸袖
東繩亦同紫草五斤酢二升灰五斗
- 薪六十斤帛一疋紫草五斤酢一升五合灰五
- 斗薪六十斤羅一疋用度
同帛絞紗一疋紫草五斤

」(第九紙)

- 酢六合灰一斗二升薪六十斤纈帛一疋
- 紫草五斤酢一升灰二斗五升薪六十斤糸
- 一絢紫草五斤酢三合灰一斗薪卅斤貲
- 布一端紫草七斤酢八合灰一斗薪六
- 十斤葛布一端紫草七斤酢六合灰一斗五
- 升薪六十斤
- 減紫(下略)
- 」(十四丁表)

という具合に、金剛寺本では浅紫の「帛一疋」の染材に関する一文が脱落している。⁽⁴⁹⁾ 脱落したのは十九字、ほぼ一行分であり、金剛寺本が親本を転写する際に(あるいはその祖本の段階で)一行分見誤ったのである。本条には三十六もの染色について、概ね綾・帛・羅・糸の順に対象別に要する染材とその量があげられている。また、「羅一疋」の染材について「用度、帛に同じ」と注記していることから、「綾一疋」と「羅一疋」の間に「帛一疋」が脱落していると推測できても、染材の分量を意によって補うのは容易ではない。ところが、金剛寺本は9年中御服条の「半臂十領(註略)料」において「絹八疋、(別四丈八尺、)糸一兩一分、(別三銖、)汗衫十領、(藍四領、葡萄六領、十一月一領、十二月二領、並用レ白、)を脱落し、傍書で補っている。金剛寺本は「秘本」あるいはその他の写本を用いて校合を行ったものと思われるが、当該箇所について書き入れがなされていないのは、「秘本」等もこの箇所が脱落しており、異同と認識されていなかったためではないだろうか。なお、当該箇所を脱落させているのは金剛寺本のみである。とすると、まず13雑染用度条に脱落をもたない祖本が存在し、そこから金剛寺本(あるいはその祖本)と近世写本の祖本とに分かれたと想定できるのではないだろうか。

別の写本



二 近世写本の関係

先述した近世写本の関係性を考えるにあたり、まずは近似性が指摘されている土御門本と近衛本を取り上げたい。近衛本の書写時期は土御門本よりも若干遅れ、加えて体裁が似通っていることからすると、近衛本が土御門本の転写本であることが想定されるが、その可能性は巻五の諸写本を比較検討した小倉氏により否定されている。すなわち、土御門本の脱落や誤字を近衛本は正しく記しているという。この点については巻十四でも確認でき、例えば2神今食御服条では土御門本が「席一授」と誤写している箇所を近衛本では「席一枚」と記している。

土御門本は本文の七六九一字のうち七四四一字に朱点や傍訓を付しており、近衛本・藤波本とは二八二箇所の異同がある(表3参照)。それは巻十四全体からみれば約三分の一の量である。土御門本と近衛本の近似性については小倉氏が、

- ① 朱点・傍訓まで付された同一(系統)の写本を共に転写した
- ② 同一(系統)の写本を転写し、重ねて別の同一(系統)の写本から朱点・傍訓を転写した

の可能性を想定するも、②の場合では朱細部まで異同なく近似するとは考え難いと指摘している。両本に生じている異同は二四〇箇所、うち二二七箇所は近衛本の転写漏れと考えられる。残りの十三箇所はいずれも土御門本にはない朱点であるが、これは土御門本の転写漏れであろう。

土御門本と近衛本の体裁(行取りや字詰め)が似ているのも、偶然の一致ではないだろう。両本の十丁表から十一丁表(10中宮御服条・11斗帳条)をみると、

土御門本

(五行省略)

- 6 四条羅裙二腰腰料絹一丈紗裙二腰同腰料絹
- 7 一丈下裙四腰同腰料絹二丈袴十五腰単袴
- 8 廿腰袷衣単袷衣各二領綿十屯^{別五}被^五二条
- 9 綿十二屯^{別六}褥三条御匣殿料絹十疋綿卅屯
- 1 冬季
- 2 十月料同三月十一月十二月並同正月
- 3 右四季御服並依前件毎年依数従内蔵
- 4 寮受之准例染縫^{臨時}月別一日十六日兩般
- 5 均分供進若数不等者上般加之
- 6 斗帳
- 7 斗帳一具高八尺帷八条^{四条七幅四条六幅並長一丈}料絹十七疋二丈
- 8 表裏各八疋四丈綿八十四屯^{七幅四条別十一屯六幅四条別十屯夏不須}帽甲一条料
- 1 絹一疋二丈五尺表裏各三丈七尺五寸紐六十四条料絹二疋

「(十丁表)

(以下略)

「(十丁表)

近衛本

(五行省略)

- 6 四条羅裙二腰腰料絹一丈紗裙二腰同腰
- 7 料絹一丈下裙四腰同腰料絹二丈袴十五腰
- 8 単袴廿腰袷衣単袷衣各二領綿十屯^{別五}被^五
- 9 二条綿十二屯^{別六}褥三条御匣殿料絹十疋綿

「(十丁表)

1 卅屯
2 冬季

3 十月料同三月十一月十二月並同正月

4 右四季御服並依前件毎年依数従内蔵

5 寮受之准例染縫臨時定色月別一日十六日兩般

6 均分供進若数不等者上般加之

7 斗帳

8 斗帳一具高八尺帷八条四条七幅四条六幅並長一丈料絹十七疋二丈

9 表裏各八疋四丈綿八十四屯七幅四条別十一屯六幅四条別十屯夏不須帽甲一条料「十丁裏」

1 絹一疋一丈五尺表裏各三丈七尺五寸紐六十四条料絹二疋

(以下略)

「(十二丁表)

両本は一行の字数に小異があり、都合百十五箇所にわたり行末・行頭の
ずれが認められるが、半丁が九行、二十四丁裏を二行記して本文を書き
終えている点は同じである。しかし、土御門本は十丁裏に限って八行し
か記していない。これは十丁表の六行目末より親本の体裁とずれが生じ
ていき、11斗帳条の「絹一疋一丈」を十一丁表より記すため、つまり親
本の形に戻そうとしたためではないだろうか。同様の例は13雑染用度条
にもみえる。

土御門本(十四丁裏)

深減紫綾一疋紫草八斤酢一升灰一石薪百

廿斤帛一疋紫草八斤酢一升灰一石薪百廿斤

糸一絢紫草八斤酢二合灰三斗薪九十斤

斤

中減紫綾一疋(下略)

土御門本は十四丁裏四行目末の「斤」字に抹消符を付し、五行目の行頭
に改めて「斤」字を記す。一方、近衛本は、

近衛本(十四丁裏)

深減紫綾一疋紫草八斤酢一升灰一石薪

百廿斤帛一疋紫草八斤酢一升灰一石薪百廿

斤糸一絢紫草八斤酢二合灰三斗薪九十

斤

中減紫綾一疋(下略)

と書写している。これは土御門本の親本は近衛本のように「斤」の一
字のみを五行目に記していたが、土御門本の書写者が誤って四行目の行末
に書写してしまい、親本の体裁を意識して修正しようとした痕跡と想定
できよう。ちなみに金剛寺本は「深減紫綾一疋」以降「深緋」の「葛布一
端」の用度まで改行せずに書写しており、金剛寺本から直接転写した場
合には、土御門本のような誤写は生じない。また土御門本や近衛本の祖
本は「斤」字を二度記していたところ、近衛本の書写者が衍字であると
判断して一字削除したという可能性も想定されるが、19鷹飼条の「胡桃
衫料」など明らかな衍字はそのままに転写しており、断りなしの修正
とは考え難い。

以上の点から、土御門本は必ずしも親本の字詰めをそのまま転写しよ
うとはしていないものの、所々で体裁を維持しようという意識がうかが
える。また、本文の異同から近衛本が土御門本の転写本ではないことは
先に述べた通りであるが、とするならば、両本の親本は近衛本に近い形
であり、土御門本と近衛本は同一(系統)の写本からそれぞれに転写さ
れた写本と考えられる。さらに、近衛本は土御門本の誤写を補訂するの
に有用な写本と評価できるだろう。

それでは、藤波本はどうであろうか。10中宮御服条では、

土御門本

糸四銖袴十五腰単袴廿腰袿衣単袿衣
「(九丁裏)

衣各二両綿十二屯別六糸一分二銖別四被四条

(下略)
「(十丁表)

近衛本

丈糸四銖袴十五腰単袴廿腰袿衣単袿衣
「(九丁裏)

衣各二両綿十二屯別六糸一分二銖別四被四条綿

(下略)
「(十丁表)

土御門本は九丁裏九行目末と十丁表一行目の行頭に「衣」字を記す。そして近衛本は「衣」字を重複することなく記しており、これは前述の13雑染用度条と同様、土御門本が親本の体裁に合わせようとしたのである(ただし、この部分では土御門本に抹消符はない)。このところ藤波本は土御門本の誤りを踏襲している。

藤波本(九丁表)

糸四銖袴十五腰単袴廿腰袿衣単袿衣

衣各二両綿十二屯別六糸一分二銖別四被四条

この一箇所だけなら偶然といえるかもしれない。しかし、16三年雑物条について近衛本(二十二丁裏)が正しく「鬨斗」を記すところ、土御門本(二十二丁裏)と藤波本(二十丁表)はともに「尉斗」と記すなど、土御門本の誤写と考えられる箇所をすべて藤波本は受け継いでいる(表2-5・18・26・70・95)、さらに両本に付されている朱点を見比べると、

土御門本にみえる朱点を藤波本が転写し損なっていると思われる箇所はあるが、土御門本にない朱点を藤波本が付している箇所は皆無である。これらの点から、藤波本が土御門本を転写(直接に転写したか否かは不明)したものであると考えられる。

(親本) ——— 土御門本 ——— 藤波本

近衛本

残りの貞享本・壬生本・慶長本・林家本・梵舜本・梵舜別本・前田本・島原本・京博本・弥勒院本についても、改行のあり方や本文の異同から写本系統の手がかりを得ることができる。右の十本のうち書写時期が比較的早いと思われる慶長本を例示すると、13雑染用度条において次のように記している。

深支子綾一疋紅花大十二両支子一斗酢五
合藁半囀薪卅斤帛一疋紅花大八両支子七

A
升酢四合藁半囀薪卅斤糸一絢紅花小一斤
支子三升酢一合五勺藁小半囀薪廿斤
黄支子綾一疋支子一斗蒔卅斤帛一疋支子
八升蒔廿斤糸一絢支子三升蒔廿斤
浅支子綾一疋支子二升紅花小三両酢一合
藁半囀薪卅斤帛一疋支子三升紅花小三両

「(十七丁裏)

①

灰二斗薪二百册斤帛一疋亦同藍十围苧安
 草大二斤灰一斗薪一百廿斤糸一絢藍三围
 苧安草大九両薪六十斤
 中緑綾一疋糸同藍六围黄蘗大二斤薪
 九十斤帛一疋藍五围黄蘗大一斤八両薪卅
 斤糸一絢藍一围黄蘗大九両薪卅斤浅緑綾
 一疋藍半围黄蘗二斤八両帛一疋藍半围黄
 蘗大二斤纈帛一疋藍半围黄蘗大二斤糸
 一絢藍小半围黄蘗大二斤
 青緑帛一疋藍四围黄蘗二斤薪卅斤青浅緑
 糸一絢黄浅緑糸同藍小半围黄蘗八両深縹綾一
 疋藍十围薪六十斤帛一疋藍十围薪一百廿
 斤糸一絢藍四围薪卅斤質布一端乾藍二斗
 灰一斗薪卅斤
 中縹綾一疋藍七围薪九十斤帛一疋
 藍五围薪六十斤糸一絢藍二围薪卅斤
 次縹帛一疋藍四围薪六十斤糸一絢藍一围
 大半薪廿斤

「(十八丁表)

「(十八丁裏)

② B

酢八勺藁小半围薪六斤糸一絢支子七合紅
 花小一両酢五勺藁小半围薪三斤
 橡綾一疋東糸同搗橡二斗五升茜大二斤灰七
 升薪二百廿斤帛一疋搗橡一斗五升茜大二
 斤灰五升薪二百廿斤糸一絢搗橡六升茜大六
 両灰二升薪卅斤赤白橡綾一疋東糸同
 黄蘗大九十斤灰三石茜大七斤薪七百廿斤

「(十九丁表)

帛一疋黄蘗大七十斤茜大五斤灰二石薪六
 百斤糸一絢黄蘗大五斤灰一斗三升茜大
 五両薪卅斤質布一端黄蘗大十五斤灰三斗五
 升茜大一斤八両薪一百廿斤
 青白橡綾一疋糸同苧安草大九十六斤
 紫草六斤灰三石薪八百册斤帛一疋苧安草
 大七十二斤紫草四斤灰二石薪六百六十斤
 糸一絢苧安草大二斤紫草一斤灰七升薪廿
 斤質布一端苧安草大卅八斤紫草五斤灰一
 石一斗薪六十斤
 深緑綾一疋糸同藍十围苧安草大三斤
 浅縹綾一疋藍一围薪卅斤帛一疋藍半围薪
 卅斤糸一絢藍大半围薪廿斤

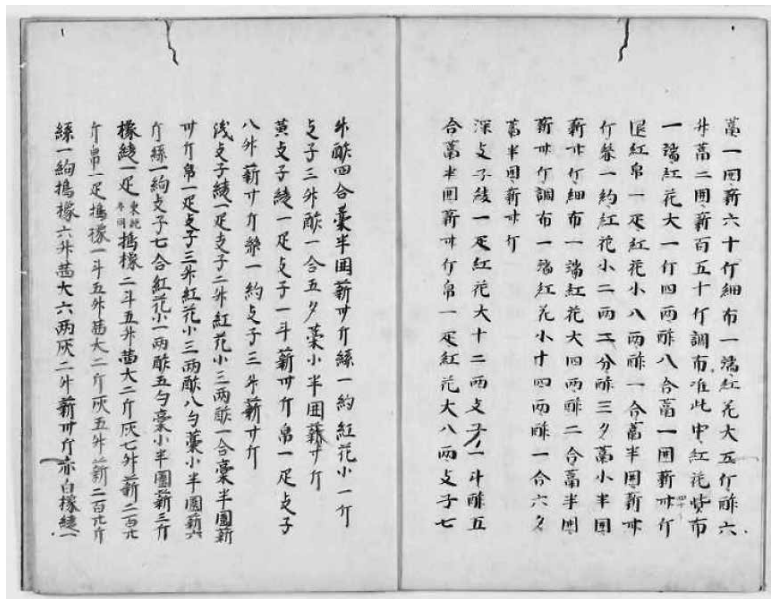
「(十九丁裏)

(以下略)

「(二十丁表)

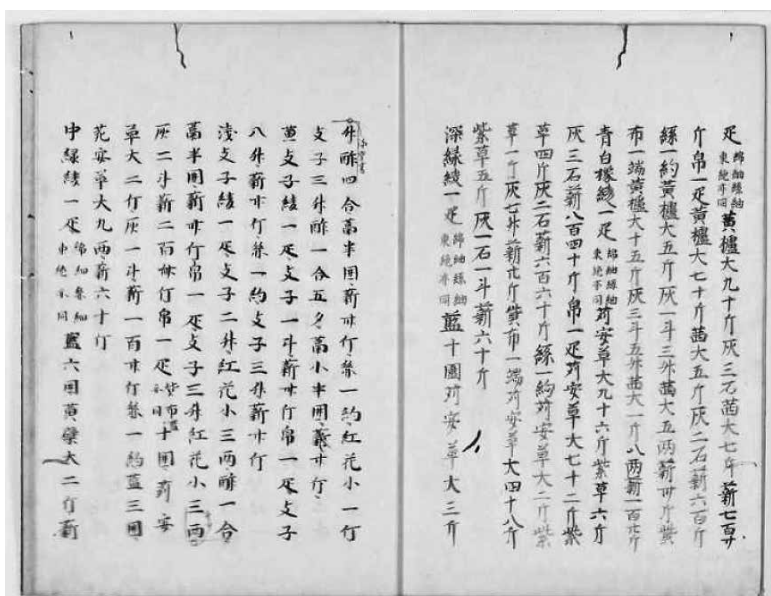
本条における染色の記述順は、金剛寺本・土御門本・近衛本・藤波本では天皇の袍に限定して用いられる色(禁色)である黄蘗に始まり、皇太子の袍の色である黄丹⁽⁵⁰⁾、親王や内親王、一位の王・女王、諸臣、内命婦の礼服あるいは朝服の色である深紫と服制に則っており、同色系については濃度の高い順(深↓中↓浅)となっている。ところが慶長本は、緑系統の染色を「中緑」より始め(①部分、十八丁表)、青緑や縹、橡の後ろに「深緑」を記している(②部分、十九丁裏)。縹についても、「深縹」「中縹」「次縹」を記し(①部分、十八丁裏)、別の色に関する記述を挟んでようやく「浅縹」を記している(二十丁表)。これはすなわち、十八丁(①部分)と十九丁(②部分)で錯簡が生じているのである。かかる特徴は貞享本・林家本・前田本・弥勒院本にも確認される⁽⁵²⁾。島原本

はやや複雑な構造をしており、まず同本の十六丁表裏に「深支子」の途中「升酢四合」から「深緑綾一疋綿糸 糸綿 東綿亦同藍十圍苧安草大三斤」まで（点線枠A部分→B部分）を記すも、十七丁表一行目は再び十六丁表一行目と同じ「升酢四合」より始まる。そして「浅支子」の「紅花小三両」（A部分）まで記すと、七行目は本来続くべき「酢八勺」（②部分）ではなく「灰二斗」（①部分）を記している。つまり十六丁は正しい形を記しているが、十七丁には慶長本等と同様の錯簡が認められるのである。そこで十六丁表裏をよく見ると、他の丁と一行あたりの字詰めや筆跡が異なっていることがわ



① 島原本 15 丁裏・16 丁表

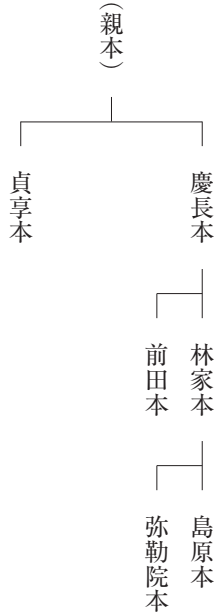
かる（**図2**）参照）。とすれば、島原本は本来一丁〜十五丁・十七丁（二十三丁の計二十二丁であったが、後に他本を参照して錯簡を正す本文を記し、十六丁目として挿入したのではないだろうか。このようにみえていくと、近世写本のうち錯簡という共通項をもつ慶長本・林家本・貞享本・島原本・前田本・弥勒院本が一つのグループ（系統）を形成しているといえる。慶長本と林家本は、字詰めは異なるものの本文や朱点はほぼ共通しており、16 三年雑物条で「即付弁官行」の「官」を両本共に「宮」と誤っていることなどからすれば、従来の



② 島原本 16 丁裏・17 丁表

【図2】島原本の筆跡比較

指摘通り、慶長本の転写本が林家本と考えられる（なお、土御門本・近衛本・藤波本は正しく「官」と記す）。貞享本には慶長本と同じ誤字はみられず、親本を同じくする兄弟本（もしくは慶長本に近い別写本の転写）である可能性が考えられる。なお、貞享本は3神今食中宮条で「晦日」を「卅日」に、9年中御服条や10中宮御服条、11斗帳条、13雑染用度条、15年料雑物条において「疋」を「匹」に書き改めるなど、転写態度はそれほど丁寧ではない。前田本は字詰めや誤字に至るまで慶長本と一致しており、その転写本とみてよいだろう。島原本および弥勒院本の字詰めは林家本と同じである。また、慶長本が8衆僧法服条（五丁裏）で「綿冊屯」の注において「別廿屯」と記している箇所が林家本は「屯」字を脱落しており、島原本・弥勒院本はその誤りを受け継いでいる。これらからは、林家本の末流に島原本・弥勒院本が位置していると考えられることができるであろう。



残る写本は壬生本・梵舜本・梵舜別本・京博本である。この四本については、梵舜本の転写本が梵舜別本（直接の転写か否かは不明）であるという以外は系統関係を読み取れる明証は得られていないものの、例えば7新嘗小斎服条の「中宮小斎人青摺細布衫卅九領」に対する注で土御門本が「高進属各一人」とするのに対して、四本は「高」を中宮職の次官たる「亮」と正しく記している（近衛本は「高」字を記し、「亮」と傍書する）。また土御門本・近衛本・藤波本では26染手条の冒頭の「凡」が25女官地条の末尾の「女孺以下」に続けて前行に記されているが、壬

生本・梵舜本・梵舜別本・京博本はいずれも「女孺以下」で改行しており、四本の親本は土御門本・近衛本の親本とは別系統であるように思われる。ただし、前述の慶長本以下六本と共通する誤字も確認され、例えば9年中御服条の「袍十領」の注における「浅紫四領」の箇所、土御門本・近衛本・藤波本は「紫」と記すのに対し、他の写本はすべて「淡」と誤写していることからすれば、壬生本・梵舜本・梵舜別本・京博本の親本は慶長本の親本に近い関係にあると考えられることが出来るであろう。

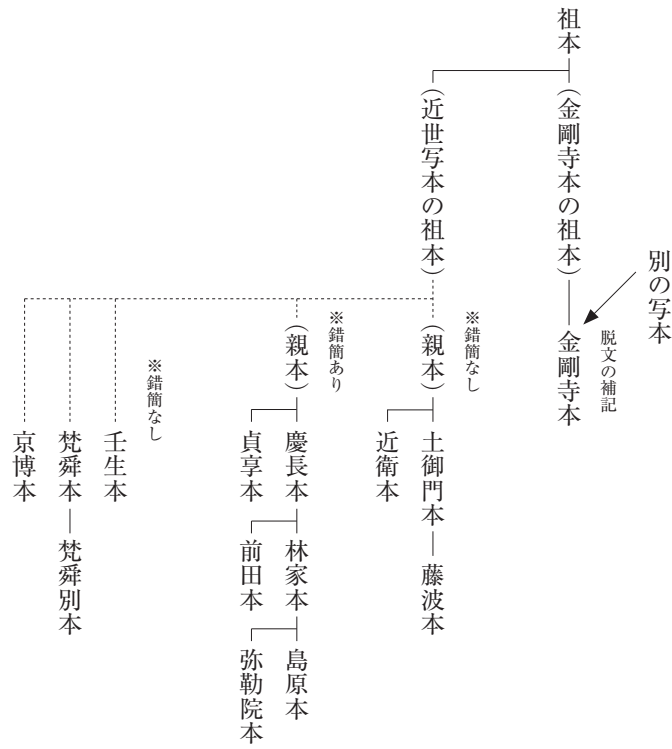
むすびにかえて

以上、巻十四を取り上げて『延喜式』の写本系統について検討してきた。本稿で述べたことは大略以下の通りである。

- ① 巻十四の古写本としては金剛寺本が存在するが、近世写本により知り得る字句の脱落があり、一概に最善本とはいえない。しかし、金剛寺本にみえる字句を近世写本が脱落・誤写している場合もあり、いずれにせよ底本として使用するには、古写本と近世写本を対照する必要がある。
- ② 近世写本の祖本は金剛寺本をそのまま転写したものではなく、もとは共通の祖本が存在したが、そこから脱落をもつ金剛寺本（あるいはその祖本）と脱落をもたない近世写本の祖本とに分かれたと考えられる。
- ③ 土御門本と近衛本は、朱点・傍訓まで付された同一（系統）の写本を共に転写したものであり、土御門本の誤写は近衛本によって正すことができる。また、藤波本は土御門本を転写したものである可能性が高い。

④ 土御門本はヲコト点や合符、切点、傍訓等を丁寧に転写しているが、字詰めに関しては親本をそのまま転写してはいない。近衛本の方が親本の体裁を残していると思われる。

⑤ 錯簡の有無により、近世写本はおおよそ土御門本系統（錯簡なし）と慶長本系統（錯簡あり）とに大別される。この点からも、土御門本および近衛本は比較的善本といえる。



本稿での検討結果により、右のような写本系統図を描くことができる。小倉氏は巻五を事例として『延喜式』の近世写本の系統図を素描しており、本稿は屋上屋を架す如きものであるが、藤波本や貞享本の位置づけなど、一部氏とは異なる結果が得られた。ただし、これはあくまでも巻十四に關しての系統図に過ぎず、巻五を含む他巻の分析をふまえて写本系統の全体像を把握する必要がある。また巻十四についても本文の異同をごく表面的にしか論及できず、諸写本や諸版本にみえる異本の存在

や校合のあり方など、まだ検討すべき課題が残されているが、ひとまず現時点における試論を提示して擱筆することとし、諸賢の御叱正を請いたい。

註

- (1) 『延喜式』は醍醐天皇の命により延喜五年（九〇五）に編纂が開始されるも順調には進まず、天皇に奏進されたのは延長五年（九二七）である（延喜式序、上延喜格式表。その後も修訂が続き、康保四年（九六七）に至って施行される（別聚符宣抄）康保四年十月九日太政官符）。
- (2) 『太平記』卷三十八、青砥左衛門賢政事に「あら見られずの延喜式や、あら氣詰の色代や」とある。
- (3) 『駿府記』慶長十九年（一六一四）四月五日条、同月十三日条。本稿第一節を参照。
- (4) 条文数および本稿第一節以降に掲げる条文名は「訳注日本史料 延喜式」下（集英社、二〇一七年）の「条文番号・条文名一覧」に拠る。
- (5) 早川万年「延喜式の版本について」『延喜式研究』創刊号、一九八八年。
- (6) 小倉慈司「延喜式」写本系統の基礎的研究―巻五を中心に―『新川登龜男編『日本古代史の方法と意義』所収、勉誠出版、二〇一八年）。
- (7) 田島公「延喜式」諸写本の伝来と書写に關する覚書『同編『禁裏・公家文庫研究』五所収、思文閣出版、二〇一五年、初出は二〇〇五年）。
- (8) 本稿の分析の手法について、小倉慈司 a 「延喜式」写本系統の基礎的研究―巻五を中心に―（前掲註6論文）、同 b 「延喜式」土御門本と近衛本の検討―巻五を中心に―（佐藤信編『史料・史跡と古代社会』所収、吉川弘文館、二〇一八年）より多くの示唆を得た。
- (9) 『延喜式』の諸写本に關する概要については、佐伯有義 a 「延喜式異本及び注釈書」〔同編『神道叢書』二、神宮書院、一八九八年〕、同 b 「延喜式綱要」〔東方書院一九三五年〕、梅本寛一「延喜式の異本及び版本に就いて」〔『國學院雜誌』三四一九・一九二八年〕、皇典講究会・全国神職会校訂『校訂延喜式』解説〔校訂延喜式出版部、一九二九年〕、新訂増補國史大系一凡例〔吉川弘文館、一九三七年〕、虎尾俊哉 a 「解題」〔神道大系古典編十一「延喜式」上、財団法人神道大系編纂会、一九九一年〕、同 b 「解説」〔『訳注日本史料 延喜式』上、集英社、二〇〇〇年〕、田島公「延喜式」諸写本の伝来と書写に關する覚書〔前掲註7論文〕、小倉慈司「延喜式」写本系統の基礎的研究―巻五を中心に―〔前掲註8 a 論文〕を参照した。
- (10) 九条家田藏本については、鹿内浩胤「九条家本『延喜式』の書写年代」〔『日本

- 古代典籍史料の研究」所収、思文閣出版、二〇一一年、初出は二〇〇一年）、同「九
 条家本『延喜式』小史」〔前掲書所収、初出は二〇〇一年〕を参照した。
- (11) 一条家本旧蔵本については前掲註9の文献の他、宮地直一「九条家本延喜式解
 説」〔九条家本延喜式神名帳〕付録、稲荷神社、一九二五年）、虎尾俊哉a「延
 喜式写本についての覚書」〔延喜式研究〕一四号、一九九八年）、同b「延喜式
 土御門本 解説」〔国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書 歴史篇十八、臨川書店
 二〇〇一年〕、田島公「土御門本『延喜式』覚書」〔門脇禎二編『日本古代国家の展開』
 下、思文閣出版、一九九五年〕を参照した。
- (12) 一条家冊子本は皇典講究会・全国神職会校訂「延喜式」〔前掲註9書〕の校訂
 に使用されているが、巻十四については同書による注記はない。
- (13) 天理図書館叢書第二十五輯「天理図書館稀書目録 和漢書之部 第三」
 〔一九七〇年〕。本書には三条家旧蔵たることを示す印や識語などはないが、「三
 条家古卷摸写之」の奥書をもつ宮内庁書陵部所蔵「中務式殘闕」〔函架番号C八・
 八、天保四年（一八三四）書写〕と形態や朱書が一致することから、本書が「三
 条家古卷」に該当するものと考えられている（虎尾俊哉「解題」、前掲註9a）。
- (14) 「延喜式」の古写本としては他に、武田祐吉旧蔵本（巻十、建長三年（一二五二）
 に「加一見了」、弘長三年（一二六三）に「重見了」の識語を有する）、天理大学
 附属天理図書館所蔵吉田家旧蔵本（巻九・十、文明十三年（一四八二）に吉田兼
 俱が修補を加えた旨の識語あり）、國學院大學図書館所蔵武田祐吉旧蔵本（巻八、
 大永三年（一五二三）卜部兼永自筆）、同所蔵フランク・ホーレー旧蔵本（巻八、
 天文十一年（一五四二）卜部兼右自筆）、国立歴史民俗博物館所蔵三条西家旧蔵
 本（巻五十〔雑式〕、鎌倉時代書写）などが知られる。
- (15) 写本の略称は小倉慈司「延喜式」写本系統の基礎的研究―巻五を中心に―〔前
 掲註8a論文〕に倣う。
- (16) 金剛寺本については、赤尾栄慶「解題」〔後藤昭雄監修『天野山金剛寺善本叢刊』
 第二期（第五卷）所収、勉誠出版、二〇一八年〕を参照した。
- (17) 金剛寺の沿革については、堀内和明「河内金剛寺の中世的世界」〔和泉書院、
 二〇一二年〕を参照した。
- (18) 赤尾栄慶「第五卷「重書」概要」〔前掲註16書〕。
- (19) 「行宗」について、大阪府立図書館編纂『皇紀二千六百年記念 国史善本集影』
 〔小林写真製版所、一九四〇年〕の資料解説（八十七頁）では、「非参議源行宗ノ
 署名カ」と推測されている。「公卿補任」や「尊卑分脈」、「二代要記」によると、
 源行宗は三条天皇の曾孫にあたり、白河・堀河・鳥羽の三天皇に昇殿を聴され、
 右兵衛佐や修理権大夫、近江介、大藏卿、越前権守などを務めて康治二年
 〔一一四三〕に八十歳で死去した。
- (20) 巻十二の奥書の校訂注は、大阪府立図書館編纂『皇紀二千六百年記念 国史善
 本集影』〔前掲註19書〕の資料解説（八十八頁）による。
- (21) 「平戸記」寛元三年（一二四五）四月十四日条。
- (22) 長保元年（九九九）頃、「律令の宗師」の意を寓する令宗と改賜姓した。惟宗
 允亮については、虎尾俊哉「政事要略について」〔古代典籍文書論考〕所収、吉
 川弘文館、一九八二年〕を参照した。
- (23) 巻十四における墨による書き入れは、8衆僧法服条の「蔭脊」に対する頭注〔方
 言要目の引用〕のみである。
- (24) 田島公「延喜式」諸写本の伝来と書写に関する覚書」〔前掲註7論文〕。
- (25) 後述する近世写本の巻四十九（兵庫式）にも「允説」「允点書説」とあり、惟
 宗允亮の説は複数の巻に引用されていたことがうかがわれる。
- (26) 「政事要略」二十二、年中行事二十二、八月上、四日北野天神会事。
- (27) 田島公「延喜式」諸写本の伝来と書写に関する覚書」〔前掲註7論文〕。
- (28) 土御門本については前掲註9の文献の他、虎尾俊哉「延喜式写本についての覚
 書」〔前掲註11a論文〕同「延喜式 土御門本 解説」〔前掲註11b〕、田島公「土
 御門本『延喜式』覚書」〔前掲註11論文〕、小倉慈司「延喜式」写本系統の基礎
 的研究―巻五を中心に―〔前掲註8a論文〕、同「延喜式」土御門本と近衛本の
 検討―巻五を中心に―〔前掲註8b論文〕を参照した。現在、土御門本は国立
 歴史民俗博物館において「田中穰氏旧蔵典籍古文書」の一つとして整理されてい
 る。もと田中教忠氏の蒐集にかかるコレクションであるが、氏が土御門本を入手
 した経緯は未詳である。土御門家旧蔵の典籍のいくつかは明治二十一年（一八八
 八）に宮内省図書館に献上されており、それ以前に散逸したものとみられる。
- (29) 諸写本には現在の所蔵（各機関での登録番号等）を示す印がみえるが、煩瑣を
 避けるため、原則として原蔵者を示す蔵書印のみ紹介する。
- (30) 近衛本については前掲註9の文献の他、田島公「土御門本『延喜式』覚書」〔前
 掲註11論文〕、金子善光a「諸本覚書」〔延喜式祝詞の研究〕所収、大河書房、
 二〇一四年、初出は一九九八年）、同b「翻刻 京都大学図書館蔵「陽明文庫本
 延喜式」巻八・祝詞」〔文化史料考證刊行委員会編『風義人先生古稀記念論集
 文化史料考證』所収、二〇一四年）、小倉慈司「延喜式」土御門本と近衛本の
 検討―巻五を中心に―〔前掲註8b論文〕を参照した。
- (31) 現在の近衛文庫は、近衛家より京都帝国大学附属図書館に寄託された典籍のう
 ち、昭和十九年（一九四四）に寄託解除・惠贈された二一九部（三二五冊）よ
 りなる〔京都大学附属図書館編『京都大学附属図書館六十年史』、京都大学附属
 図書館、一九六一年〕。
- (32) 近衛本が書写された時期について、皇典講究会・全国神職会校訂『校訂延喜式』
 〔前掲註9書〕の解説は「書写の年代詳らかならざれども、比較的新しきもの、
 如し」とし、佐伯有義氏も「書写の年、代は詳ならぬ」とする〔前掲註9b書〕。

- 小倉慈司氏はやや踏み込み、「紙質より見てそれ（土御門本―筆者注）よりも書写時期が遅れる」とし、「江戸時代中期」と推測している（小倉慈司「『延喜式』写本系統の基礎的研究―巻五を中心に」〈前掲註8 a 論文〉、同「『延喜式』土御門本と近衛本の検討―巻五を中心に」〈前掲註8 b 論文〉）。
- (33) 藤波季忠が校合を行った巻一から巻五（五冊）は、焼失以前の一条家旧蔵卷子本の巻数と一致する。季忠は一条家の家礼でもあったことから、密接な関係にあった同家の許可を得て卷子本を校合に使用した可能性が指摘されている（虎尾俊哉「延喜式写本についての覚書」〈前掲註11 a 論文〉）。なお、佐伯有義氏は藤波本について、「是も奥書なく書写の年代は詳ならねど、近衛本と相似たり」と述べている（前掲註9 b 書）。
- (34) 貞享本については前掲註9の文献の他、宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』続歴史篇（養徳社、一九五一年）、金子善光「諸本覚書」〈前掲註30 a 論文〉を参照した。
- (35) 虎尾俊哉「訳注日本史料 延喜式」解説（前掲註9 b）。
- (36) 壬生本については前掲註9の文献の他、相曾貴志「壬生本延喜式について」〈『延喜式研究』一〇号、一九九五年〉を参照した。
- (37) 小倉慈司「延喜式」写本系統の基礎的研究―巻五を中心に（前掲註8 a 論文）。
- (38) 「紅葉山文庫」の名称や「紅葉山文庫」「楓山蔵書」等の蔵書印は明治以降に使用されたものである。
- (39) 梅本寛一「延喜式の異本及び版本に就いて」〈前掲註9 論文〉、金子善光「諸本覚書」〈前掲註30 a 論文〉、虎尾俊哉「解題」〈前掲註9 a〉、同「訳注日本史料 延喜式」解説（前掲註9 b）。
- (40) 「公卿補任」によると、吉田兼雄が従三位侍従であったのは享保七年（一七三二）四月から元文三年（一七三八）正月までであり、一見奥書はその間に書写されたものと思われる。
- (41) 田島公「『延喜式』諸写本の伝来と書写に関する覚書」〈前掲註7 論文〉。
- (42) 京博本の筆者や書写時期は未詳であるが、校合等の書き入れについては第一冊に「以^二等庭本^一一校了」という識語があり、これは浜島等庭（一七四七―一八二二）の所蔵本により校正したことを示すという（小倉慈司「『延喜式』写本系統の基礎的研究―巻五を中心に」〈前掲註7 a 論文〉）。
- (43) 小倉慈司「『延喜式』写本系統の基礎的研究―巻五を中心に」〈前掲註8 a 論文〉。
- (44) 小倉慈司「『延喜式』写本系統の基礎的研究―巻五を中心に」〈前掲註8 a 論文〉。本稿の執筆にあたり、東京大学史料編纂所において写真帳（請求記号六一五六―六四）を閲覧した。
- (45) 弥勒院本の書誌情報は西尾市岩瀬文庫古典籍データベースによる。
- (46) 神名式上2宮中条には神祇官と宮内省、同省被管の大膳職・造酒司・主水司に座す神があげられているが、縫殿寮の三神についての記載はなく、他の文献史料にもみえず、祭神の性格等は未詳である。
- (47) 「訳注日本史料 延喜式」は本文に「四」字を補う。壬生本・貞享本・京博本の「イ本」による書き入れ、あるいは「延喜式考異」に拠るか。なお、近衛本は「十」字の下に挿入符を付して「四」と傍書しており、三本と同様に他本による追筆と推測される。
- (48) 「少」と「小」は通用されることが多いため、「訳注日本史料 延喜式」では注記することなく「小」に改められている（同書凡例参照）。
- (49) 齋宮式13造備雑物条や内蔵式8大神祭条、同式54諸国年料条、民部式下54大宰府条より浅紫の帛の存在が確認できるので、単なる脱落とみなしてよいだろう。
- (50) 衣服令1皇太子条。
- (51) 衣服令2親王条、3諸王条、4諸臣条、8内親王条、9女王条、10内命婦条。
- (52) 京博本は「橡綾一疋」（十九丁表）に「深緑綾一疋綿糸糸紬東繩亦同藍十圍苧安草大三斤」「此次第官本相違」と頭注を、「右官本如此イ」と傍書しており、「官本」に錯簡が生じていることを示している。

（宮内庁書陵部、国立歴史民俗博物館共同研究員）
二〇一八年九月一日受付、二〇一九年二月六日審査終了

【表2】土御門本・近衛本・藤波本の本文異同

	条文名			土御門本	近衛本	藤波本	金剛寺本
1	1 寮神祭条	1	オ	屯 (長に似た字形)	屯	長	屯
2	1 寮神祭条	1	オ	なし	なし	なし	之
3	2 神今食御服条	2	オ	屯 (長に似た字形)	屯	長	屯
4	2 神今食御服条	2	オ	帛	帛	帛	墨書「白」に朱で「巾」を重ね書き
5	2 神今食御服条	2	オ	授	枚	授	枚
6	2 神今食御服条	2	オ	弁	弁	弁	なし
7	2 神今食御服条	2	ウ	宮	宮	宮	宮
8	4 御贖服	2	ウ	細	細に「紐」を傍書	細	紐
9	4 御贖服	3	オ	被	被	被	帷に「被」を傍書 (抹消符あり)
10	4 御贖服	3	オ	細	細に「紐」を傍書	細	紐
11	4 御贖服	3	オ	なし	なし	なし	履
12	5 新嘗御服条	3	オ	なし (数字分空白)	なし (数字分空白)	なし (数字分空白)	別三屯
13	5 新嘗御服条	3	オ	五寸	五寸	寸	五寸
14	5 新嘗御服条	3	ウ	折	折	折	丈
15	5 新嘗御服条	3	ウ	牀	牀	牀	床
16	6 鎮魂斎服	4	オ	楷	楷に「摺」を傍書	楷	楷に「摺」を傍書
17	6 鎮魂斎服	4	オ	「半」を傍書 (挿入符あり)	半	半	半
18	6 鎮魂斎服	4	オ	獲	猴に「猿」を傍書	獲	猴
19	6 鎮魂斎服	4	オ	線	線	線	緑に「線」を傍書
20	7 新嘗小斎服条	4	ウ	楷	楷に「摺」を傍書	楷	摺
21	7 新嘗小斎服条	4	ウ	なし	「四」を傍書 (挿入符あり)	なし	なし
22	7 新嘗小斎服条	4	ウ	四	四	「四」を傍書	四
23	7 新嘗小斎服条	4	ウ	尺	尺	「尺」を傍書	尺
24	7 新嘗小斎服条	5	オ	高	亮に「亮」を傍書 (抹消符あり)	高	「高」に「儿」を重ね書き
25	7 新嘗小斎服条	5	オ	近	近	「近」を傍書 (挿入符あり)	近
26	7 新嘗小斎服条	5	オ	宮	官	宮	官
27	7 新嘗小斎服条	5	オ	冊	冊	冊	冊
28	7 新嘗小斎服条	5	オ	主	主	主	永に「主」を傍書
29	7 新嘗小斎服条	5	オ	横に「模」を傍書 (抹消符あり)	模	模	模
30	8 衆僧法服条	5	ウ	読	読に「講」を傍書	読	講
31	8 衆僧法服条	6	オ	八	八	なし	八
32	8 衆僧法服条	6	オ	施	施に「施」を傍書	施	施
33	8 衆僧法服条	6	オ	日	日	日	なし
34	8 衆僧法服条	6	オ	施	施に「施」を傍書	施	施
35	8 衆僧法服条	6	オ	疋	又「疋」を傍書	疋	疋
36	8 衆僧法服条	6	オ	別	対に「別」を傍書	別	別
37	8 衆僧法服条	6	オ	納	納	「納」を傍書 (挿入符あり)	納
38	8 衆僧法服条	6	オ	なし	「筥」を傍書	なし	櫃
39	8 衆僧法服条	6	オ	施	施に「施」を傍書	施	施
40	8 衆僧法服条	6	オ	施	施に「施」を傍書	施	施
41	8 衆僧法服条	6	オ	廿	廿	廿	卅
42	8 衆僧法服条	6	オ	なし	なし	なし	料
43	9 年中御服条	6	ウ	月	月	月	「月」を傍書
44	9 年中御服条	6	ウ	「十一月」～「並用白」 割注	「十一月」～「並用白」 割注	「十一月」～「並用白」 割注	「十一月」～「並用白」 本文
45	9 年中御服条	6	ウ	五	五	九	五
46	9 年中御服条	6	ウ	「絹八疋」～「並用白」 あり	「絹八疋」～「並用白」 あり	「絹八疋」～「並用白」 あり	「絹八疋」～「並用白」 傍書 (挿入符あり)
47	9 年中御服条	6	ウ	紫に「蒲萄」を傍書	紫に「蒲萄」を傍書	紫に「蒲萄」を傍書	蒲萄
48	9 年中御服条	6	ウ	料	料	料	なし
49	9 年中御服条	7	オ	三	三	三	二
50	9 年中御服条	7	オ	一	一	一	なし
51	9 年中御服条	7	オ	二	二	二	三
52	9 年中御服条	7	ウ	半臂	半臂	半臂	なし
53	9 年中御服条	7	ウ	「各十領」に「単襦」を 傍書 (抹消符あり)	単襦	単襦	単襦
54	9 年中御服条	8	オ	袴	表を傍書+袴	袴	表袴

	条文名			土御門本	近衛本	藤波本	金剛寺本
55	9年中御服条	8オ	1	一	一	一	「一」を傍書
56	10中宮御服条	8ウ	4	目	目	目	国に「目」を傍書
57	10中宮御服条	8ウ	5	一	一	一	「一」を傍書
58	10中宮御服条	8ウ	6	芳	芳	芳	方に朱で草冠を 重ね書き
59	10中宮御服条	8ウ	7	領	領	領	頭に「領」を傍書
60	10中宮御服条	8ウ	8	料	料	料	「料白」を傍書 (挿入符あり)
61	10中宮御服条	9オ	7	丈	丈	尺	丈
62	10中宮御服条	9ウ	9	単袷衣	単袷衣	単袷衣	単衣
63	10中宮御服条	10オ	6	腰	「腰」を傍書 (挿入符あり)	腰	腰
64	10中宮御服条	10オ	6	腰	「腰」を傍書 (挿入符あり)	腰(傍書)	腰
65	11斗帳条	11オ	2	分	寸に「分」を傍書	分	分
66	11斗帳条	11オ	3	尺	尺	丈	尺
67	12裁縫工程条	11オ	8	なし	「日」を傍書	なし	日
68	12裁縫工程条	11ウ	7	なし	「小」を傍書	なし	なし
69	12裁縫工程条	12オ	1	一	一	一	「一」を傍書
70	12裁縫工程条	12ウ	1	九	丸	九	丸
71	13雑染用度条	14オ	3	「帛一疋」～「六十斤」 あり	「帛一疋」～「六十斤」 あり	「帛一疋」～「六十斤」 あり	「帛一疋」～「六十斤」 なし
72	13雑染用度条	14ウ	4	九十斤斤 (抹消符あり)	九十斤	九十斤	九十斤
73	13雑染用度条	15オ	1	一	一	一	「一」を傍書
74	13雑染用度条	15オ	2	米五	米五、「升」を傍書	米五	米五升
75	13雑染用度条	17オ	1	囲	囲	一字分空白	囲
76	13雑染用度条	17ウ	6	小	小	小	なし
77	13雑染用度条	18ウ	1	十	十	十	なし
78	13雑染用度条	18ウ	2	絢	絢	鉤	絢
79	13雑染用度条	19オ	2	黄	黄	黄	なし
80	13雑染用度条	20ウ	3	二升	二升	二升	「二升」を傍書 (挿入符あり)
81	15年料雑物条	20ウ	8	針	針に「釘」を傍書	針	針
82	15年料雑物条	21オ	1	纏	纏	纏	下纏
83	15年料雑物条	21オ	1	屯(長に似た字形)	屯	長	屯
84	15年料雑物条	21オ	4	内蔵	内蔵寮 (「寮」追筆カ)	内蔵	内蔵寮
85	15年料雑物条	21オ	6	なし	「四」を傍書	なし	二
86	15年料雑物条	21オ	6	領	領	領	条
87	15年料雑物条	21オ	7	脚	脚	脚	「脚」を傍書 (挿入符あり)
88	15年料雑物条	21オ	7	其	其	其	基
89	16三年雑物条	21ウ	2	二	三	二	二
90	16三年雑物条	21ウ	3	油	油に「細」を傍書	油	油
91	16三年雑物条	21ウ	4	各方二尺	各方二尺	各方二尺	なし
92	16三年雑物条	21ウ	7	水	水	水	木に「水」を傍書 (抹消符あり)
93	16三年雑物条	22オ	5	幅	幅	幅	副
94	16三年雑物条	22オ	7	四	割四 (「割」追筆カ)	四	割四
95	16三年雑物条	22ウ	4	尉	尉	尉	尉
96	16三年雑物条	22ウ	6	漆	漆	漆	染に「漆」を傍書
97	16三年雑物条	22ウ	7	枝	枝	枝	枚
98	19鷹飼条	23オ	9	胡桃衫料	胡桃衫料	胡桃衫料	胡桃衫料
99	19鷹飼条	23ウ	1	五	割五 (「割」追筆カ)	五	割五
100	25女官地条	24オ	4	三	三	三	二
101	25女官地条	24オ	4	一	一	一	「一」を傍書 (挿入符あり)
102	25女官地条	24オ	4	条	条	条	「条」を傍書
103	28今良服米料	24ウ	1	家	家	家	寮
104	29仕女養物条	24ウ	2	なし	「納」を傍書 (挿入符あり)	なし	納
105	29仕女養物条	24ウ	2	「寮」を傍書	「寮」を傍書	なし	寮
106	29仕女養物条	24ウ	2	家	家	寮	家

※1 土御門本を基準として近衛本および藤波本の本文の異同を示す。参考として金剛寺本の本文も載せる。

※2 割注の文字は斜体で示す。

【表3】土御門本・近衛本・藤波本の朱点・傍訓

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
1	1寮神祭条	1オ	3	殿	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
2	1寮神祭条	1オ	3	三座	音合符	音合符	音合符
3	1寮神祭条	1オ	3	夏	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
4	1寮神祭条	1オ	4	殿	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
5	1寮神祭条	1オ	5	薄	中央にヲコト点(ノ) 右下に句点	中央にヲコト点(ノ) 右下に句点	中央にヲコト点(ノ) 右下に句点
6	1寮神祭条	1オ	5	尺	下中央に切点	下中央に切点	なし
7	1寮神祭条	1オ	5	納	右に「二」	右に「二」	右に「二」
8	1寮神祭条	1オ	6	幣	右に「一」	右に「一」	右に「一」
9	1寮神祭条	1オ	6	明櫃	調合符	調合符	調合符
10	1寮神祭条	1オ	6	等	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)
11	1寮神祭条	1オ	6	祭	左下・左上に ヲコト点(テ・ニ)	左下・左上に ヲコト点(テ・ニ)	なし
12	1寮神祭条	1オ	6	賜	右上に「レ」	右上に「レ」	右上に「レ」
13	1寮神祭条	1オ	6	巫	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
14	1寮神祭条	1オ	6	冬	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
15	1寮神祭条	1オ	6	夏	左下・左上に ヲコト点(テ・ニ)	左下・左上に ヲコト点(テ・ニ)	左下・左上に ヲコト点(テ・ニ)
16	1寮神祭条	1オ	6	賜	右上に「レ」	右上に「レ」	右上に「レ」
17	1寮神祭条	1オ	6	饌食	音合符 声点	音合符 声点	音合符 声点
18	1寮神祭条	1オ	7	二	傍訓「ツ」	傍訓「ツ」	傍訓「ツ」
19	1寮神祭条	1オ	7	案	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
20	1寮神祭条	1オ	7	別	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
21	1寮神祭条	1オ	7	二	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)
22	1寮神祭条	1オ	7	料	右下に句点	右下に句点	右下に句点
23	1寮神祭条	1オ	7	二	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)
24	1寮神祭条	1オ	7	饌食	音合符	音合符	音合符
25	1寮神祭条	1オ	7	料	右下に句点	右下に句点	右下に句点
26	1寮神祭条	1オ	8	敷肥	調合符	調合符	調合符
27	1寮神祭条	1オ	8	案	左上にヲコト点(ニ)	なし	なし
28	1寮神祭条	1オ	8	尺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
29	1寮神祭条	1オ	8	櫃	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
30	1寮神祭条	1オ	8	祝史	傍訓「ノトシ」 中央にヲコト点(ノ)	傍訓「ノトシ」 中央にヲコト点(ノ)	傍訓「ノトシ」 中央にヲコト点(ノ)
31	1寮神祭条	1オ	9	殿	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
32	1寮神祭条	1ウ	2	斤	下中央に切点	下中央に切点	なし
33	1寮神祭条	1ウ	2	腊	下中央に切点	下中央に切点	なし
34	1寮神祭条	1ウ	2	乾魚	調合符 下中央に切点	調合符 下中央に切点	調合符 下中央に切点
35	1寮神祭条	1ウ	5	斤	なし	下中央に切点	なし
36	1寮神祭条	1ウ	6	斗	下中央に切点	下中央に切点	なし
37	1寮神祭条	1ウ	6	斗	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
38	1寮神祭条	1ウ	6	斗	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
39	1寮神祭条	1ウ	6	升	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
40	1寮神祭条	1ウ	7	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
41	1寮神祭条	1ウ	7	腊	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
42	1寮神祭条	1ウ	7	乾魚	調合符 下中央に切点	調合符 下中央に切点	調合符 下中央に切点
43	1寮神祭条	1ウ	7	忌	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
44	1寮神祭条	1ウ	7	童女	音合符 声点	音合符 声点	音合符 声点
45	1寮神祭条	1ウ	8	丈	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
46	1寮神祭条	1ウ	9	前	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
47	1寮神祭条	1ウ	9	神	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
48	1寮神祭条	1ウ	9	祭	右下に「レ」	右下に「レ」	右下に「レ」
49	1寮神祭条	1ウ	9	日	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	なし
50	1寮神祭条	2オ	1	受	左上に「レ」 右に「一」	左上に「レ」	左上に「レ」 右に「一」
51	1寮神祭条	2オ	1	件	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
52	1寮神祭条	2オ	1	料物	調合符	調合符	調合符

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
53	2 神今食御服条	2 オ	2	神今食	音合符、食の中央にヲコト点 (ノ)	音合符	音合符、食の中央にヲコト点 (ノ)
54	2 神今食御服条	2 オ	2	御服	音合符	音合符	音合符
55	2 神今食御服条	2 オ	3	帛	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
56	2 神今食御服条	2 オ	3	単	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
57	2 神今食御服条	2 オ	3	二領	音合符	音合符	音合符
58	2 神今食御服条	2 オ	3	中袴	訓合符	訓合符	訓合符
59	2 神今食御服条	2 オ	4	禪	左下に声点	左下に声点	左下に声点
60	2 神今食御服条	2 オ	4	敷被	訓合符	訓合符	訓合符
61	2 神今食御服条	2 オ	5	褥	右下に声点	なし	右下に声点
62	2 神今食御服条	2 オ	5	別	左上にヲコト点 (ニ)	なし	左上にヲコト点 (ニ)
63	2 神今食御服条	2 オ	5	丈	下中央に切点	なし	下中央に切点
64	2 神今食御服条	2 オ	5	尺	下中央に切点	なし	下中央に切点
65	2 神今食御服条	2 オ	5	帛	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
66	2 神今食御服条	2 オ	6	軾	傍訓「ヒサツキ」	傍訓「ヒサツキ」	傍訓「ヒサツキ」
67	2 神今食御服条	2 オ	6	唾	右上に声点	右上に声点	右上に声点
68	2 神今食御服条	2 オ	6	巾	左下に声点 下中央に切点	左下に声点 下中央に切点	左下に声点 下中央に切点
69	2 神今食御服条	2 オ	6	袜	傍訓「マヘタレ」	傍訓「マヘタレ」	傍訓「マヘタレ」
70	2 神今食御服条	2 オ	7	分	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
71	2 神今食御服条	2 オ	7	分	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
72	2 神今食御服条	2 オ	7	枚	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
73	2 神今食御服条	2 オ	8	余	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
74	2 神今食御服条	2 オ	8	条	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
75	2 神今食御服条	2 オ	8	縷	なし	右下にヲコト点 (ハ)	なし
76	2 神今食御服条	2 オ	8	履	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
77	2 神今食御服条	2 オ	8	牀	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
78	2 神今食御服条	2 オ	8	靶	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
79	2 神今食御服条	2 オ	8	木	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
80	2 神今食御服条	2 オ	9	合	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
81	2 神今食御服条	2 オ	9	敷	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
82	2 神今食御服条	2 オ	9	布	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
83	2 神今食御服条	2 ウ	1	張	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
84	2 神今食御服条	2 ウ	1	祓	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
85	2 神今食御服条	2 ウ	2	分	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
86	2 神今食御服条	2 ウ	2	升	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
87	2 神今食御服条	2 ウ	3	勺	下中央に切点	なし	下中央に切点
88	2 神今食御服条	2 ウ	3	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
89	3 神今食中宮条	2 ウ	4	被	左下・右上にヲコト点 (テ・ヲ)	左下・右上にヲコト点 (テ・ヲ)	左下・右上にヲコト点 (テ・ヲ)
90	3 神今食中宮条	2 ウ	4	褥	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
91	3 神今食中宮条	2 ウ	5	合	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
92	3 神今食中宮条	2 ウ	6	枚	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
93	3 神今食中宮条	2 ウ	6	両枚	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
94	3 神今食中宮条	2 ウ	6	枚	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
95	4 御贖服	2 ウ	8	日	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
96	4 御贖服	2 ウ	8	贖	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
97	4 御贖服	2 ウ	9	皂	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
98	4 御贖服	2 ウ	9	帛	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
99	4 御贖服	2 ウ	9	布	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
100	4 御贖服	2 ウ	9	帛	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
101	4 御贖服	3 オ	1	別	左上にヲコト点 (ニ)	なし	左上にヲコト点 (ニ)
102	4 御贖服	3 オ	1	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
103	4 御贖服	3 オ	1	尺	下中央に切点	なし	下中央に切点
104	4 御贖服	3 オ	1	宮	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
105	4 御贖服	3 オ	2	布	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
106	4 御贖服	3 オ	3	帛	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
107	4 御贖服	3 オ	3	紐	右上にヲコト点 (ヲ)	なし	なし
108	4 御贖服	3 オ	3	分	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
109	4 御贖服	3 オ	4	生	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
110	4 御贖服	3オ	4	分	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
111	4 御贖服	3オ	4	枚	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
112	4 御贖服	3オ	5	張	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
113	4 御贖服	3オ	5	枚	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
114	5 新嘗御服条	3オ	7	会	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
115	5 新嘗御服条	3オ	8	帛	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
116	5 新嘗御服条	3オ	9	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
117	5 新嘗御服条	3ウ	1	屯	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
118	5 新嘗御服条	3ウ	1	腰	下中央に切点	なし	なし
119	5 新嘗御服条	3ウ	1	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
120	5 新嘗御服条	3ウ	1	屯	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
121	5 新嘗御服条	3ウ	1	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
122	5 新嘗御服条	3ウ	2	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
123	5 新嘗御服条	3ウ	2	屯	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
124	5 新嘗御服条	3ウ	2	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
125	5 新嘗御服条	3ウ	2	帛	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
126	5 新嘗御服条	3ウ	3	布	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
127	5 新嘗御服条	3ウ	3	枚	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
128	5 新嘗御服条	3ウ	3	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
129	5 新嘗御服条	3ウ	3	帛	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
130	5 新嘗御服条	3ウ	3	両	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
131	5 新嘗御服条	3ウ	4	屯	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
132	5 新嘗御服条	3ウ	4	分	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
133	5 新嘗御服条	3ウ	5	銖	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
134	5 新嘗御服条	3ウ	5	枚	下中央に切点	下中央に切点	なし
135	5 新嘗御服条	3ウ	5	牀	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
136	5 新嘗御服条	3ウ	5	吧	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
137	5 新嘗御服条	3ウ	6	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
138	5 新嘗御服条	3ウ	6	布	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
139	5 新嘗御服条	3ウ	6	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
140	5 新嘗御服条	3ウ	7	合	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
141	5 新嘗御服条	3ウ	7	張	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
142	5 新嘗御服条	3ウ	7	分	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
143	5 新嘗御服条	3ウ	7	祓	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
144	5 新嘗御服条	3ウ	8	前	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
145	5 新嘗御服条	3ウ	8	件	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
146	5 新嘗御服条	3ウ	8	条	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
147	5 新嘗御服条	3ウ	8	月	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
148	5 新嘗御服条	3ウ	9	食	左上・右下にヲコト点 (ニ・ハ)	なし	左上・右下にヲコト点 (ニ・ハ)
149	5 新嘗御服条	3ウ	9	服	右上にヲコト点 (ヲ)	右上にヲコト点 (ヲ)	右上にヲコト点 (ヲ)
150	5 新嘗御服条	3ウ	9	備	右下に句点カ	右下に句点カ	右下に句点カ
151	5 新嘗御服条	3ウ	9	所	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
152	5 新嘗御服条	3ウ	9	設	右下に句点	右下に句点	右下に句点
153	5 新嘗御服条	3ウ	9	司	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	なし	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)
154	6 鎮魂齋服	4オ	1	魂	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
155	6 鎮魂齋服	4オ	2	下	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
156	6 鎮魂齋服	4オ	2	摺	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
157	6 鎮魂齋服	4オ	4	半	なし	下中央に切点	なし
158	6 鎮魂齋服	4オ	4	銖	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
159	6 鎮魂齋服	4オ	4	人	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
160	6 鎮魂齋服	4オ	5	面	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
161	6 鎮魂齋服	4オ	6	縁	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
162	6 鎮魂齋服	4オ	6	表	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
163	6 鎮魂齋服	4オ	6	庖	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
164	6 鎮魂齋服	4オ	6	裙	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
165	6 鎮魂齋服	4オ	6	縹	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
166	6 鎮魂齋服	4オ	8	布	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
167	6 鎮魂齋服	4ウ	1	両	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
168	7新嘗小斎服条	4ウ	1	嘗	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
169	7新嘗小斎服条	4ウ	1	祭	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
170	7新嘗小斎服条	4ウ	1	摺	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
171	7新嘗小斎服条	4ウ	2	丈	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
172	7新嘗小斎服条	4ウ	3	別	左上にヲコト点(ニ)	なし	なし
173	7新嘗小斎服条	4ウ	3	半	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
174	7新嘗小斎服条	4ウ	3	模	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
175	7新嘗小斎服条	4ウ	3	飯	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
176	7新嘗小斎服条	4ウ	4	勺	下中央に切点	なし	下中央に切点
177	7新嘗小斎服条	4ウ	4	生	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
178	7新嘗小斎服条	4ウ	4	絢	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
179	7新嘗小斎服条	4ウ	4	両	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
180	7新嘗小斎服条	4ウ	5	荷	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
181	7新嘗小斎服条	4ウ	5	罍	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
182	7新嘗小斎服条	4ウ	5	合	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
183	7新嘗小斎服条	4ウ	6	尺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
184	7新嘗小斎服条	4ウ	6	帛	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
185	7新嘗小斎服条	4ウ	8	布	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
186	7新嘗小斎服条	4ウ	8	銖	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
187	7新嘗小斎服条	4ウ	9	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
188	7新嘗小斎服条	4ウ	9	摺	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
189	7新嘗小斎服条	5オ	1	人	なし	下中央に切点	なし
190	7新嘗小斎服条	5オ	3	罍	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
191	7新嘗小斎服条	5オ	3	飯	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
192	7新嘗小斎服条	5オ	4	勺	下中央に切点	下中央に切点	なし
193	7新嘗小斎服条	5オ	4	銖	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
194	7新嘗小斎服条	5オ	5	罍	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
195	7新嘗小斎服条	5オ	5	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
196	7新嘗小斎服条	5オ	5	屯	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
197	7新嘗小斎服条	5オ	5	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
198	7新嘗小斎服条	5オ	6	屯	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
199	7新嘗小斎服条	5オ	6	口	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
200	7新嘗小斎服条	5オ	7	銖	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
201	7新嘗小斎服条	5オ	8	前	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
202	7新嘗小斎服条	5オ	8	件	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
203	7新嘗小斎服条	5オ	8	布	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
204	7新嘗小斎服条	5オ	8	食	右上にヲコト点(ヲ)	右上にヲコト点(ヲ)	右上にヲコト点(ヲ)
205	7新嘗小斎服条	5オ	9	侍	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
206	7新嘗小斎服条	5オ	9	分	左下・右上にヲコト点(テ・ヲ)	左下・右上にヲコト点(テ・ヲ)	左下・右上にヲコト点(テ・ヲ)
207	7新嘗小斎服条	5オ	9	年	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
208	8衆僧法服条	5ウ	1	僧	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
209	8衆僧法服条	5ウ	2	師	左上・右下にヲコト点(ニ・ハ)	左上・右下にヲコト点(ニ・ハ)	なし
210	8衆僧法服条	5ウ	2	綾	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
211	8衆僧法服条	5ウ	2	師	左上・右下にヲコト点(ニ・ハ)	左上・右下にヲコト点(ニ・ハ)	左上・右下にヲコト点(ニ・ハ)
212	8衆僧法服条	5ウ	2	並	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	なし
213	8衆僧法服条	5ウ	2	肩	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
214	8衆僧法服条	5ウ	3	分	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
215	8衆僧法服条	5ウ	4	羅	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
216	8衆僧法服条	5ウ	5	荷	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
217	8衆僧法服条	5ウ	5	表	下中央に切点	下中央に切点	なし
218	8衆僧法服条	5ウ	6	葺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
219	8衆僧法服条	5ウ	6	椽	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
220	8衆僧法服条	5ウ	6	表	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
221	8衆僧法服条	5ウ	6	淺	なし	右下に「ノ」	なし
222	8衆僧法服条	5ウ	6	縁	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
223	8衆僧法服条	5ウ	7	屯	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
224	8衆僧法服条	5ウ	7	裳	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
225	8 衆僧法服条	5ウ	8	裳	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
226	8 衆僧法服条	5ウ	8	腰	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
227	8 衆僧法服条	5ウ	9	屯	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
228	8 衆僧法服条	5ウ	9	纏	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
229	8 衆僧法服条	5ウ	9	練	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
230	8 衆僧法服条	5ウ	9	被	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
231	8 衆僧法服条	6オ	1	刎	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	なし
232	8 衆僧法服条	6オ	1	疋	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
233	8 衆僧法服条	6オ	1	条	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
234	8 衆僧法服条	6オ	1	縮	下中央に切点	なし	下中央に切点
235	8 衆僧法服条	6オ	1	条	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
236	8 衆僧法服条	6オ	1	日	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
237	8 衆僧法服条	6オ	1	屯	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
238	8 衆僧法服条	6オ	3	帛	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
239	8 衆僧法服条	6オ	3	袜	下中央に切点	なし	下中央に切点
240	8 衆僧法服条	6オ	3	布	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
241	8 衆僧法服条	6オ	4	皮	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
242	8 衆僧法服条	6オ	4	両	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
243	8 衆僧法服条	6オ	4	漆	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
244	8 衆僧法服条	6オ	5	合	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
245	8 衆僧法服条	6オ	5	合	下中央に切点	下中央に切点	なし
246	8 衆僧法服条	6オ	6	合	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
247	8 衆僧法服条	6オ	6	口	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
248	8 衆僧法服条	6オ	7	屯	下中央に切点	なし	下中央に切点
249	8 衆僧法服条	6オ	7	布	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
250	8 衆僧法服条	6オ	7	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
251	8 衆僧法服条	6オ	7	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
252	8 衆僧法服条	6オ	8	服	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
253	8 衆僧法服条	6オ	8	前	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
254	8 衆僧法服条	6オ	8	件	左上にヲコト点 (ニ)	なし	左上にヲコト点 (ニ)
255	8 衆僧法服条	6オ	8	条	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
256	8 衆僧法服条	6オ	9	裳	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
257	8 衆僧法服条	6オ	9	甲	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
258	8 衆僧法服条	6オ	9	両	下中央に切点	なし	下中央に切点
259	8 衆僧法服条	6オ	9	条	左上・右下にヲコト点 (ニ・ハ)	左上・右下にヲコト点 (ニ・ハ)	左上・右下にヲコト点 (ニ・ハ)
260	8 衆僧法服条	6ウ	1	両	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
261	8 衆僧法服条	6ウ	1	所	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
262	9 年中御服条	6ウ	4	春	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
263	9 年中御服条	6ウ	5	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
264	9 年中御服条	6ウ	5	領	下中央に切点	下中央に切点	なし
265	9 年中御服条	6ウ	5	料	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
266	9 年中御服条	6ウ	6	盤	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
267	9 年中御服条	6ウ	6	領	下中央に切点	下中央に切点	なし
268	9 年中御服条	6ウ	7	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
269	9 年中御服条	6ウ	8	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
270	9 年中御服条	6ウ	8	領	下中央に切点	下中央に切点	なし
271	9 年中御服条	6ウ	9	盤	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
272	9 年中御服条	6ウ	9	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
273	9 年中御服条	6ウ	9	菊	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
274	9 年中御服条	6ウ	9	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
275	9 年中御服条	6ウ	9	月	左上にヲコト点 (ニ)	なし	左上にヲコト点 (ニ)
276	9 年中御服条	7オ	1	袷	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
277	9 年中御服条	7オ	1	単	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
278	9 年中御服条	7オ	2	袷	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
279	9 年中御服条	7オ	2	刎	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
280	9 年中御服条	7オ	2	単	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
281	9 年中御服条	7オ	3	表	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
282	9 年中御服条	7オ	3	袴	下中央に切点	なし	下中央に切点
283	9 年中御服条	7オ	3	中	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
284	9年中御服条	7オ	3	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
285	9年中御服条	7オ	4	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
286	9年中御服条	7ウ	2	穀	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
287	9年中御服条	7ウ	2	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
288	9年中御服条	7ウ	2	藍	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
289	9年中御服条	7ウ	2	領	下中央に切点	なし	下中央に切点
290	9年中御服条	7ウ	2	月	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
291	9年中御服条	7ウ	2	白	右上にヲコト点(ヲ)	なし	なし
292	9年中御服条	7ウ	3	半	右上にヲコト点(ヲ)	なし	右上にヲコト点(ヲ)
293	9年中御服条	7ウ	3	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
294	9年中御服条	7ウ	4	料	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
295	9年中御服条	7ウ	5	袷	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
296	9年中御服条	7ウ	6	袴	下中央に切点	なし	下中央に切点
297	9年中御服条	7ウ	6	袴	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
298	9年中御服条	7ウ	6	袷	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
299	9年中御服条	7ウ	6	禪	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
300	9年中御服条	7ウ	6	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
301	9年中御服条	7ウ	9	穀	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	なし
302	9年中御服条	7ウ	9	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
303	9年中御服条	7ウ	9	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
304	9年中御服条	7ウ	9	単	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
305	9年中御服条	8オ	1	十	下中央に切点	なし	下中央に切点
306	9年中御服条	8オ	1	袴	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
307	9年中御服条	8オ	1	袴	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
308	9年中御服条	8オ	1	袷	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
309	9年中御服条	8オ	1	単	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
310	9年中御服条	8オ	1	禪	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
311	9年中御服条	8オ	1	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
312	9年中御服条	8オ	5	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
313	9年中御服条	8オ	5	領	下中央に切点	なし	下中央に切点
314	9年中御服条	8オ	5	表	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
315	9年中御服条	8オ	5	袷	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
316	9年中御服条	8オ	5	禪	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
317	9年中御服条	8オ	5	単	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
318	9年中御服条	8オ	8	月	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
319	9年中御服条	8オ	8	月	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
320	10中宮御服条	8ウ	6	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
321	10中宮御服条	8ウ	6	領	下中央に切点	下中央に切点	なし
322	10中宮御服条	8ウ	7	条	下中央に切点	なし	下中央に切点
323	10中宮御服条	8ウ	7	料	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
324	10中宮御服条	8ウ	8	表	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
325	10中宮御服条	8ウ	8	袷	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
326	10中宮御服条	8ウ	8	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
327	10中宮御服条	8ウ	8	并	左下にヲコト点(テ)	なし	左下にヲコト点(テ)
328	10中宮御服条	9オ	5	領	下中央に切点	なし	下中央に切点
329	10中宮御服条	9オ	5	料	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
330	10中宮御服条	9オ	5	袷	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
331	10中宮御服条	9オ	5	別	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
332	10中宮御服条	9オ	5	尺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
333	10中宮御服条	9オ	5	単	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)
334	10中宮御服条	9ウ	3	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
335	10中宮御服条	9ウ	4	領	下中央に切点	なし	下中央に切点
336	10中宮御服条	9ウ	4	領	下中央に切点	なし	下中央に切点
337	10中宮御服条	9ウ	4	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
338	10中宮御服条	9ウ	4	羅	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
339	10中宮御服条	9ウ	7	銖	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
340	10中宮御服条	9ウ	9	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
341	10中宮御服条	10オ	1	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
342	10中宮御服条	10オ	5	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
343	10 中宮御服条	10 オ	5	領	下中央に切点	なし	下中央に切点
344	10 中宮御服条	10 オ	5	領	下中央に切点	なし	下中央に切点
345	10 中宮御服条	10 オ	6	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
346	10 中宮御服条	10 オ	6	羅	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
347	10 中宮御服条	10 オ	6	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
348	10 中宮御服条	10 オ	6	腰	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
349	10 中宮御服条	10 オ	6	丈	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
350	10 中宮御服条	10 オ	6	紗	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
351	10 中宮御服条	10 オ	6	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
352	10 中宮御服条	10 オ	6	腰	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
353	10 中宮御服条	10 オ	7	丈	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
354	10 中宮御服条	10 オ	7	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
355	10 中宮御服条	10 オ	7	腰	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
356	10 中宮御服条	10 オ	7	丈	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
357	10 中宮御服条	10 オ	7	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
358	10 中宮御服条	10 オ	8	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
359	10 中宮御服条	10 オ	8	袿	下中央に切点	なし	下中央に切点
360	10 中宮御服条	10 オ	8	衣	下中央に切点	なし	なし
361	10 中宮御服条	10 オ	8	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
362	10 中宮御服条	10 オ	8	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
363	10 中宮御服条	10 ウ	2	月	左上にヲコト点 (ニ)	なし	なし
364	10 中宮御服条	10 ウ	2	月	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
365	10 中宮御服条	10 ウ	3	前	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
366	10 中宮御服条	10 ウ	3	件	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
367	10 中宮御服条	10 ウ	3	数	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)
368	10 中宮御服条	10 ウ	3	従	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
369	10 中宮御服条	10 ウ	4	之	左下にヲコト点 (テ)	左下にヲコト点 (テ)	左下にヲコト点 (テ)
370	10 中宮御服条	10 ウ	4	例	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)
371	10 中宮御服条	10 ウ	4	縫	左下にヲコト点 (テ)	左下にヲコト点 (テ)	左下にヲコト点 (テ)
372	10 中宮御服条	10 ウ	4	別	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
373	10 中宮御服条	10 ウ	4	般	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
374	10 中宮御服条	10 ウ	5	分	左下にヲコト点 (テ)	左下にヲコト点 (テ)	左下にヲコト点 (テ)
375	10 中宮御服条	10 ウ	5	般	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
376	11 斗帳条	10 ウ	7	条	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
377	11 斗帳条	10 ウ	7	幅	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
378	11 斗帳条	10 ウ	7	条	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
379	11 斗帳条	10 ウ	7	幅	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
380	11 斗帳条	10 ウ	8	疋	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
381	11 斗帳条	10 ウ	8	夏	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
382	11 斗帳条	11 オ	1	料	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
383	11 斗帳条	11 オ	2	絢	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
384	12 裁縫功程条	11 オ	7	裁	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
385	12 裁縫功程条	11 オ	7	縫	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
386	12 裁縫功程条	11 オ	8	日	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
387	12 裁縫功程条	11 オ	8	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
388	12 裁縫功程条	11 オ	8	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
389	12 裁縫功程条	11 オ	8	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
390	12 裁縫功程条	11 オ	9	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
391	12 裁縫功程条	11 オ	9	功	右下にヲコト点 (ハ)	なし	右下にヲコト点 (ハ)
392	12 裁縫功程条	11 オ	9	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
393	12 裁縫功程条	11 ウ	1	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
394	12 裁縫功程条	11 ウ	3	袍	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
395	12 裁縫功程条	11 ウ	3	袴	下中央に切点	なし	下中央に切点
396	12 裁縫功程条	11 ウ	3	幅	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
397	12 裁縫功程条	11 ウ	3	此	左上にヲコト点 (ニ)	なし	なし
398	12 裁縫功程条	11 ウ	3	半	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
399	12 裁縫功程条	11 ウ	5	同	なし	右下に句点	なし
400	12 裁縫功程条	11 ウ	5	料	なし	右下にヲコト点 (ハ)	なし

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
401	12 裁縫工程条	11ウ	7	綿	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
402	12 裁縫工程条	11ウ	7	日	左上にヲコト点 (ニ)	なし	左上にヲコト点 (ニ)
403	12 裁縫工程条	11ウ	7	半	下中央に切点	なし	下中央に切点
404	12 裁縫工程条	11ウ	7	半	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
405	12 裁縫工程条	11ウ	7	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
406	12 裁縫工程条	11ウ	7	表	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
407	12 裁縫工程条	11ウ	9	単	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
408	12 裁縫工程条	11ウ	9	腰	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
409	12 裁縫工程条	12オ	1	袍	下中央に切点	下中央に切点	なし
410	12 裁縫工程条	12オ	1	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
411	12 裁縫工程条	12オ	1	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
412	12 裁縫工程条	12オ	1	布	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
413	12 裁縫工程条	12オ	2	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
414	12 裁縫工程条	12オ	2	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
415	12 裁縫工程条	12オ	2	領	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
416	12 裁縫工程条	12オ	2	単	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
417	12 裁縫工程条	12オ	2	布	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
418	12 裁縫工程条	12オ	4	尺	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
419	12 裁縫工程条	12オ	4	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
420	12 裁縫工程条	12オ	5	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
421	12 裁縫工程条	12オ	6	両	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
422	12 裁縫工程条	12オ	6	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
423	12 裁縫工程条	12オ	7	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
424	12 裁縫工程条	12オ	7	日	なし	下中央に切点	なし
425	12 裁縫工程条	12オ	8	条	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
426	12 裁縫工程条	12ウ	1	大	なし	下中央に切点	なし
427	12 裁縫工程条	12ウ	1	紐	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
428	12 裁縫工程条	12ウ	1	紐	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)
429	12 裁縫工程条	12ウ	1	三	右上にヲコト点 (ヲ)	なし	なし
430	12 裁縫工程条	12ウ	5	纈	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
431	12 裁縫工程条	12ウ	5	帛	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
432	12 裁縫工程条	12ウ	5	目	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	なし
433	12 裁縫工程条	12ウ	7	摺	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
434	12 裁縫工程条	12ウ	7	半	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
435	12 裁縫工程条	12ウ	8	人	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
436	12 裁縫工程条	12ウ	8	摺	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
437	12 裁縫工程条	12ウ	9	半	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
438	13 雑染用度条	13オ	1	雑	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
439	13 雑染用度条	13オ	1	染	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
440	13 雑染用度条	13オ	2	襦	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
441	13 雑染用度条	13オ	2	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
442	13 雑染用度条	13オ	2	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
443	13 雑染用度条	13オ	2	升	下中央に切点	なし	下中央に切点
444	13 雑染用度条	13オ	3	斛	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
445	13 雑染用度条	13オ	3	荷	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
446	13 雑染用度条	13オ	5	丹	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
447	13 雑染用度条	13オ	5	綾	下中央に切点	なし	下中央に切点
448	13 雑染用度条	13オ	5	疋	下中央に切点	下中央に切点	なし
449	13 雑染用度条	13オ	5	両	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
450	13 雑染用度条	13オ	5	升	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
451	13 雑染用度条	13オ	6	斗	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
452	13 雑染用度条	13オ	6	升	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
453	13 雑染用度条	13オ	6	木	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	なし	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)
454	13 雑染用度条	13オ	7	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
455	13 雑染用度条	13オ	7	升	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
456	13 雑染用度条	13オ	7	升	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
457	13 雑染用度条	13オ	8	升	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
458	13 雑染用度条	13オ	8	罇	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
459	13 雑染用度条	13オ	8	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
460	13 雑染用度条	13 オ	8	房	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
461	13 雑染用度条	13 ウ	2	紫	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
462	13 雑染用度条	13 ウ	2	疋	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
463	13 雑染用度条	13 ウ	2	緋	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
464	13 雑染用度条	13 ウ	2	糸	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
465	13 雑染用度条	13 ウ	2	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
466	13 雑染用度条	13 ウ	2	升	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
467	13 雑染用度条	13 ウ	3	石	下中央に切点	なし	下中央に切点
468	13 雑染用度条	13 ウ	3	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
469	13 雑染用度条	13 ウ	3	疋	下中央に切点	なし	下中央に切点
470	13 雑染用度条	13 ウ	3	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
471	13 雑染用度条	13 ウ	4	升	下中央に切点	なし	下中央に切点
472	13 雑染用度条	13 ウ	4	斗	下中央に切点	なし	下中央に切点
473	13 雑染用度条	13 ウ	4	斤	下中央に切点	下中央に切点	なし
474	13 雑染用度条	13 ウ	4	疋	左上にヲコト点 (ニ)	なし	なし
475	13 雑染用度条	13 ウ	5	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
476	13 雑染用度条	13 ウ	5	升	下中央に切点	なし	下中央に切点
477	13 雑染用度条	13 ウ	5	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
478	13 雑染用度条	13 ウ	5	疋	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
479	13 雑染用度条	13 ウ	6	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
480	13 雑染用度条	13 ウ	6	升	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
481	13 雑染用度条	13 ウ	7	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
482	13 雑染用度条	13 ウ	7	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
483	13 雑染用度条	13 ウ	7	合	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
484	13 雑染用度条	13 ウ	8	升	なし	下中央に切点	なし
485	13 雑染用度条	13 ウ	8	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
486	13 雑染用度条	13 ウ	8	端	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
487	13 雑染用度条	13 ウ	8	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
488	13 雑染用度条	13 ウ	9	斗	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
489	13 雑染用度条	13 ウ	9	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
490	13 雑染用度条	13 ウ	9	端	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
491	13 雑染用度条	13 ウ	9	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
492	13 雑染用度条	14 オ	1	合	下中央に切点	なし	下中央に切点
493	13 雑染用度条	14 オ	1	升	下中央に切点	なし	下中央に切点
494	13 雑染用度条	14 オ	2	紫	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
495	13 雑染用度条	14 オ	2	疋	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
496	13 雑染用度条	14 オ	2	緋	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
497	13 雑染用度条	14 オ	2	糸	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
498	13 雑染用度条	14 オ	2	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
499	13 雑染用度条	14 オ	2	斗	下中央に切点	なし	下中央に切点
500	13 雑染用度条	14 オ	3	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
501	13 雑染用度条	14 オ	3	疋	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
502	13 雑染用度条	14 オ	4	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
503	13 雑染用度条	14 オ	4	疋	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
504	13 雑染用度条	14 オ	4	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
505	13 雑染用度条	14 オ	5	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
506	13 雑染用度条	14 オ	5	緋	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
507	13 雑染用度条	14 オ	5	疋	左上にヲコト点 (ニ)	なし	左上にヲコト点 (ニ)
508	13 雑染用度条	14 オ	6	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
509	13 雑染用度条	14 オ	7	合	下中央に切点	なし	下中央に切点
510	13 雑染用度条	14 オ	7	斗	右下に句点	なし	右下に句点
511	13 雑染用度条	14 オ	7	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
512	13 雑染用度条	14 オ	8	端	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
513	13 雑染用度条	14 オ	9	端	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	なし
514	13 雑染用度条	14 ウ	2	深	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
515	13 雑染用度条	14 ウ	2	紫	下中央に切点	なし	下中央に切点
516	13 雑染用度条	14 ウ	2	疋	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
517	13 雑染用度条	14 ウ	3	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
518	13 雑染用度条	14 ウ	3	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
519	13 雑染用度条	14 ウ	4	絢	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	なし

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
520	13 雑染用度条	14 ウ	4	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
521	13 雑染用度条	14 ウ	4	合	下中央に切点	なし	下中央に切点
522	13 雑染用度条	14 ウ	4	斗	下中央に切点	なし	下中央に切点
523	13 雑染用度条	14 ウ	6	紫	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
524	13 雑染用度条	14 ウ	7	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
525	13 雑染用度条	14 ウ	8	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
526	13 雑染用度条	14 ウ	9	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
527	13 雑染用度条	15 オ	1	浅	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
528	13 雑染用度条	15 オ	1	紫	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
529	13 雑染用度条	15 オ	1	絢	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
530	13 雑染用度条	15 オ	1	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
531	13 雑染用度条	15 オ	1	深	下中央に切点	下中央に切点	なし
532	13 雑染用度条	15 オ	2	緋	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
533	13 雑染用度条	15 オ	4	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
534	13 雑染用度条	15 オ	6	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
535	13 雑染用度条	15 オ	9	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
536	13 雑染用度条	15 オ	9	疋	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
537	13 雑染用度条	15 ウ	3	芳	中央にヲコト点 (ノ) 右下にヲコト点 (ハ)	なし	右下にヲコト点 (ハ)
538	13 雑染用度条	15 ウ	3	疋	左上にヲコト点 (ニ)	なし	なし
539	13 雑染用度条	15 ウ	4	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
540	13 雑染用度条	15 ウ	5	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
541	13 雑染用度条	15 ウ	5	纈	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
542	13 雑染用度条	15 ウ	5	疋	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	なし
543	13 雑染用度条	15 ウ	9	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
544	13 雑染用度条	16 オ	3	疋	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
545	13 雑染用度条	16 オ	4	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
546	13 雑染用度条	16 オ	5	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
547	13 雑染用度条	16 オ	6	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
548	13 雑染用度条	16 オ	6	菊	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
549	13 雑染用度条	16 オ	7	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
550	13 雑染用度条	16 オ	7	疋	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	なし
551	13 雑染用度条	16 オ	9	花	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
552	13 雑染用度条	16 オ	9	綾	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
553	13 雑染用度条	16 ウ	1	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
554	13 雑染用度条	16 ウ	1	疋	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	なし
555	13 雑染用度条	16 ウ	2	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
556	13 雑染用度条	16 ウ	3	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
557	13 雑染用度条	16 ウ	5	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
558	13 雑染用度条	16 ウ	8	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
559	13 雑染用度条	16 ウ	8	此	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
560	13 雑染用度条	16 ウ	9	両	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
561	13 雑染用度条	17 オ	7	子	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
562	13 雑染用度条	17 ウ	2	黄	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
563	13 雑染用度条	17 ウ	2	子	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
564	13 雑染用度条	17 ウ	4	子	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
565	13 雑染用度条	17 ウ	8	椽	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
566	13 雑染用度条	17 ウ	9	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
567	13 雑染用度条	18 オ	1	斤	下中央に切点	下中央に切点	なし
568	13 雑染用度条	18 オ	2	赤	下中央に切点	なし	下中央に切点
569	13 雑染用度条	18 オ	2	椽	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
570	13 雑染用度条	18 オ	3	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
571	13 雑染用度条	18 オ	3	石	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
572	13 雑染用度条	18 オ	8	椽	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
573	13 雑染用度条	18 ウ	5	緑	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
574	13 雑染用度条	18 ウ	5	罍	下中央に切点	下中央に切点	なし
575	13 雑染用度条	18 ウ	7	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
576	13 雑染用度条	18 ウ	7	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
577	13 雑染用度条	19 オ	1	斤	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
578	13 雑染用度条	19 オ	6	緑	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
579	13 雑染用度条	19 オ	8	縹	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
580	13 雑染用度条	19 ウ	1	端	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
581	13 雑染用度条	19 ウ	2	縹	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
582	13 雑染用度条	19 ウ	2	斤	なし	下中央に切点	なし
583	13 雑染用度条	19 ウ	4	縹	中央にヲコト点 (ノ) 下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
584	13 雑染用度条	19 ウ	6	縹	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
585	13 雑染用度条	20 オ	1	中	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
586	13 雑染用度条	20 オ	1	色	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
587	13 雑染用度条	20 オ	3	藍	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
588	13 雑染用度条	20 オ	3	色	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
589	13 雑染用度条	20 オ	6	藍	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
590	13 雑染用度条	20 オ	6	色	下中央に切点	下中央に切点	なし
591	15 年料雑物条	20 ウ	9	枚	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
592	15 年料雑物条	20 ウ	9	顆	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
593	15 年料雑物条	20 ウ	9	熨	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
594	15 年料雑物条	20 ウ	9	炭	下中央に切点	なし	下中央に切点
595	15 年料雑物条	20 ウ	9	石	下中央に切点	なし	下中央に切点
596	15 年料雑物条	21 オ	1	丈	下中央に切点	下中央に切点	なし
597	15 年料雑物条	21 オ	1	纏	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
598	15 年料雑物条	21 オ	1	純	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ) 下中央に切点	中央にヲコト点 (ノ)
599	15 年料雑物条	21 オ	1	緒	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
600	15 年料雑物条	21 オ	1	斤	下中央に切点	なし	下中央に切点
601	15 年料雑物条	21 オ	2	陶	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
602	15 年料雑物条	21 オ	2	口	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
603	15 年料雑物条	21 オ	3	轆	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
604	15 年料雑物条	21 オ	3	柄	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
605	15 年料雑物条	21 オ	3	口	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
606	15 年料雑物条	21 オ	4	管	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
607	15 年料雑物条	21 オ	5	挺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
608	15 年料雑物条	21 オ	5	尺	下中央に切点	右下にヲコト点 (ハ)	下中央に切点
609	15 年料雑物条	21 オ	5	案	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
610	15 年料雑物条	21 オ	6	刎	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
611	15 年料雑物条	21 オ	8	端	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
612	15 年料雑物条	21 オ	8	枚	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
613	16 三年雑物条	21 ウ	1	純	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
614	16 三年雑物条	21 ウ	1	尺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
615	16 三年雑物条	21 ウ	1	疋	下中央に切点	なし	下中央に切点
616	16 三年雑物条	21 ウ	1	尺	下中央に切点	なし	下中央に切点
617	16 三年雑物条	21 ウ	2	尺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
618	16 三年雑物条	21 ウ	2	調	なし	下中央に切点	なし
619	16 三年雑物条	21 ウ	2	屯	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
620	16 三年雑物条	21 ウ	2	端	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
621	16 三年雑物条	21 ウ	2	緋	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
622	16 三年雑物条	21 ウ	3	尺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
623	16 三年雑物条	21 ウ	4	両	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
624	16 三年雑物条	21 ウ	6	所	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
625	16 三年雑物条	21 ウ	6	前	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
626	16 三年雑物条	21 ウ	6	件	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
627	16 三年雑物条	22 オ	1	服	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
628	16 三年雑物条	22 オ	1	端	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
629	16 三年雑物条	22 オ	1	面	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
630	16 三年雑物条	22 オ	1	深	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
631	16 三年雑物条	22 オ	2	裏	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
632	16 三年雑物条	22 オ	2	籽	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
633	16 三年雑物条	22 オ	2	生	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
634	16 三年雑物条	22 オ	2	長	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
635	16 三年雑物条	22 オ	2	表	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
636	16 三年雑物条	22 オ	3	緋	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
637	16 三年雑物条	22 オ	4	緋	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
638	16 三年雑物条	22 オ	4	黄	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
639	16 三年雑物条	22 オ	5	黄	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
640	16 三年雑物条	22 オ	7	四	左上にヲコト点 (ニ)	なし	左上にヲコト点 (ニ)
641	16 三年雑物条	22 オ	7	合	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
642	16 三年雑物条	22 オ	7	葛	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
643	16 三年雑物条	22 オ	9	緋	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
644	16 三年雑物条	22 オ	9	尺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
645	16 三年雑物条	22 ウ	5	纏	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
646	16 三年雑物条	22 ウ	6	口	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
647	16 三年雑物条	22 ウ	7	陶	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
648	16 三年雑物条	22 ウ	7	漆	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
649	16 三年雑物条	22 ウ	7	具	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
650	16 三年雑物条	22 ウ	8	轆	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
651	16 三年雑物条	23 オ	1	宮	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
652	16 三年雑物条	23 オ	1	服	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
653	16 三年雑物条	23 オ	1	所	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
654	16 三年雑物条	23 オ	1	料	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
655	16 三年雑物条	23 オ	1	前	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
656	16 三年雑物条	23 オ	1	件	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
657	16 三年雑物条	23 オ	1	官	左上にヲコト点 (ニ)	なし	左上にヲコト点 (ニ)
658	16 三年雑物条	23 オ	1	侍	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
659	16 三年雑物条	23 オ	1	即	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
660	16 三年雑物条	23 オ	2	官	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下にヲコト点 (テ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)
661	17 帳帷料物条	23 オ	3	帳	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
662	17 帳帷料物条	23 オ	3	侍	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
663	17 帳帷料物条	23 オ	3	給	左上にヲコト点 (ニ)	なし	なし
664	17 帳帷料物条	23 オ	3	之	右下に句点	右下に句点	右下に句点
665	17 帳帷料物条	23 オ	3	車	右下にヲコト点 (ハ)	なし	右下にヲコト点 (ハ)
666	17 帳帷料物条	23 オ	4	寮	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)
667	18 御礼服条	23 オ	5	日	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)
668	18 御礼服条	23 オ	5	寮	左下にヲコト点 (テ)	左下にヲコト点 (テ)	左下にヲコト点 (テ)
669	18 御礼服条	23 オ	5	脩	左下にヲコト点 (テ)	なし	左下にヲコト点 (テ)
670	18 御礼服条	23 オ	6	寮	左上・右下にヲコト点 (ニ・ハ)	左上・右下にヲコト点 (ニ・ハ)	左上・右下にヲコト点 (ニ・ハ)
671	18 御礼服条	23 オ	6	日	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
672	18 御礼服条	23 オ	6	会	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
673	18 御礼服条	23 オ	6	下	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
674	18 御礼服条	23 オ	7	備	左下にヲコト点 (テ)	左下にヲコト点 (テ)	左下にヲコト点 (テ)
675	18 御礼服条	23 オ	7	日	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	なし
676	18 御礼服条	23 オ	7	候	右下にヲコト点 (ハ)	右下にヲコト点 (ハ)	なし
677	18 御礼服条	23 オ	7	名	左下・右上にヲコト点 (テ・ヲ)	左下・右上にヲコト点 (テ・ヲ)	左下・右上にヲコト点 (テ・ヲ)
678	18 御礼服条	23 オ	8	給	右下に句点	右下に句点	右下に句点
679	18 御礼服条	23 オ	8	例	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)	左下・左上にヲコト点 (テ・ニ)
680	19 鷹飼条	23 オ	9	幸	左上にヲコト点 (ニ)	なし	なし
681	19 鷹飼条	23 オ	9	飼	中央にヲコト点 (ノ)	なし	なし
682	19 鷹飼条	23 オ	9	鷹	下中央に切点	なし	下中央に切点
683	19 鷹飼条	23 オ	9	桃	中央にヲコト点 (ノ)	なし	中央にヲコト点 (ノ)
684	19 鷹飼条	23 オ	9	衫	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
685	19 鷹飼条	23 ウ	1	尺	下中央に切点	下中央に切点	なし
686	19 鷹飼条	23 ウ	1	別	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)	左上にヲコト点 (ニ)
687	19 鷹飼条	23 ウ	1	尺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
688	19 鷹飼条	23 ウ	1	袴	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	なし
689	19 鷹飼条	23 ウ	1	料	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)	中央にヲコト点 (ノ)
690	19 鷹飼条	23 ウ	1	尺	左下・右上にヲコト点 (テ・ヲ)	左下・右上にヲコト点 (テ・ヲ)	左下・右上にヲコト点 (テ・ヲ)

	条文名	丁	行	文字	土御門本	近衛本	藤波本
691	19 鷹飼条	23ウ	2	別	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
692	19 鷹飼条	23ウ	2	別	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
693	19 鷹飼条	23ウ	2	緋	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
694	19 鷹飼条	23ウ	2	尺	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
695	19 鷹飼条	23ウ	3	尺	下中央に切点	なし	下中央に切点
696	19 鷹飼条	23ウ	3	寸	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
697	19 鷹飼条	23ウ	3	別	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
698	19 鷹飼条	23ウ	3	別	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
699	19 鷹飼条	23ウ	3	毎	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
700	19 鷹飼条	23ウ	4	内	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
701	19 鷹飼条	23ウ	4	備	左下にヲコト点(テ)	左下にヲコト点(テ)	左下にヲコト点(テ)
702	19 鷹飼条	23ウ	4	裏	左上にヲコト点(ニ)	なし	左上にヲコト点(ニ)
703	20 宮人季禄馬寮条	23ウ	5	婦	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
704	20 宮人季禄馬寮条	23ウ	5	事	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
705	20 宮人季禄馬寮条	23ウ	5	等	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
706	20 宮人季禄馬寮条	23ウ	5	受	左下にヲコト点(テ)	なし	左下にヲコト点(テ)
707	20 宮人季禄馬寮条	23ウ	6	料	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)
708	20 宮人季禄馬寮条	23ウ	6	時	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)	左上にヲコト点(ニ)
709	21 定額条	23ウ	7	上	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
710	21 定額条	23ウ	7	禄	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)
711	21 定額条	23ウ	7	受	左下にヲコト点(テ)	左下にヲコト点(テ)	左下にヲコト点(テ)
712	22 禄物条	23ウ	9	上	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
713	22 禄物条	23ウ	9	禄	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
714	23 簀力養物条	24オ	2	物	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)
715	23 簀力養物条	24オ	2	納	左下にヲコト点(テ)	左下にヲコト点(テ)	左下にヲコト点(テ)
716	24 女孺月粮条	24オ	3	人	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
717	24 女孺月粮条	24オ	3	粮	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)
718	24 女孺月粮条	24オ	3	官	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	なし
719	24 女孺月粮条	24オ	3	厨	左下・右上にヲコト点(テ・ヲ)	左下・右上にヲコト点(テ・ヲ)	左下・右上にヲコト点(テ・ヲ)
720	24 女孺月粮条	24オ	3	直	左上にヲコト点(ニ)	なし	なし
721	25 女官地条	24オ	4	町	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)
722	25 女官地条	24オ	5	子	右下に句点	下中央に切点	右下に句点
723	25 女官地条	24オ	5	女孺	なし	調合符	なし
724	25 女官地条	24オ	5	婦	左上・右下にヲコト点(二・ハ)	左上・右下にヲコト点(二・ハ)	左上・右下にヲコト点(二・ハ)
725	25 女官地条	24オ	5	町	下中央に切点	下中央に切点	下中央に切点
726	25 女官地条	24オ	5	下	左上にヲコト点(ニ)	なし	左上にヲコト点(ニ)
727	26 染手条	24オ	6	人	下中央に切点	なし	下中央に切点
728	26 染手条	24オ	6	日	左上にヲコト点(ニ)	なし	左上にヲコト点(ニ)
729	27 二季料条	24オ	7	上	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
730	27 二季料条	24オ	7	料	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
731	27 二季料条	24オ	7	菜	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
732	27 二季料条	24オ	7	直	中央にヲコト点(ノ)	なし	なし
733	27 二季料条	24オ	8	料	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
734	28 今良服米料	24オ	9	寮	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)	中央にヲコト点(ノ)
735	28 今良服米料	24オ	9	直	中央にヲコト点(ノ)	なし	中央にヲコト点(ノ)
736	29 仕女養物条	24ウ	2	物	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)	右下にヲコト点(ハ)
737	29 仕女養物条	24ウ	2	家	左下・左上にヲコト点(テ・ニ)	左下・左上にヲコト点(テ・ニ)	左下・左上にヲコト点(テ・ニ)

※ 丁・行および文字欄は土御門本により示す。

※ 斜体は割注の文字を示す。